

令和4年第4回安堵町議会定例会会議録

(2日目)

令和4年12月2日(金)開議

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	増井 敬史
3 番	近藤 晃一	4 番	山岡 敏
5 番	福井 保夫	6 番	森田 裕康
7 番	浅野 勉	8 番	森田 瞳
9 番	大星 成司		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	吉村 良昭	住 民 生 活 部 長	吉田 一弘
事 業 部 長	廣瀬 好郁	教 育 次 長	辻井 弘至
兼都市整備課長			
総合政策課長	富士 青美	危機管理室課長	吉田 裕一
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	増田 篤人
子ども家庭推進室課長	藤岡 征章	健康福祉推進室課長	井上 育久
まちづくり推進課長	池田 佳永	教育推進課長	吉田 彰宏
会 計 室 長	西田 淳二		

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議 会 事 務 局 主 事	島田 ちひろ
-------------	-------	---------------	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第1 一般質問

2番 増井 敬史 議員

- ① 自主防災組織の育成の為の補助等について

5番 福井 保夫 議員

- ① 改正育児・介護休業法について
- ② 高齢者の買い物支援について
- ③ 献血推進について
- ④ 農業委員の定数について

3番 近藤 晃一 議員

- ① 大和川遊水地事業について
- ② 安堵町における内水氾濫について

6番 森田 裕康 議員

- ① 中学生の自転車通学の実施について
- ② 通学路点検の実施結果及び対策について
- ③ 町の活性化のために地名表示の変更について

7番 浅野 勉 議員

- ① 奈良県自転車条例について

1番 松田 勝 議員

- ① 文部科学省が2021年に実施した不登校調査について
- ② 第5次安堵町総合計画での基本施策18 多様な交流と移住・定住の促進について

開 会
午前10時00分

議長（森田瞳） 改めまして、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（森田瞳） 只今の出席議員は9名です。定足数に達しております。

会議は成立いたします。本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程のとおりに進みたいと思います。

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問をする議員を申し上げます。

2番 増井議員、5番 福井議員、3番 近藤議員、そして6番 森田（裕康）議員、7番 浅野勉議員、1番 松田勝議員、以上6名です。

質問時間は答弁を含めまして60分以内といたします。

それでは、2番 増井議員の一般質問を許します。

2番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2番（増井敬史） 議長、その前に資料の配布をお願いしたいのですが。

議長（森田 瞳） ちょっとそれは後で、その内容に従って進んでいきたいと思いますので、まず説明をしてください。

2番（増井敬史） はい。

（増井議員 登壇）

2番（増井敬史） おはようございます。議席番号2番 増井敬史です。まず今回は、「自主防災組織の育成の為の補助等について」、ということで質問させていただきます。笠目自治会では、笠目防災会として8月1日付で発足しまして、10月2日に役員会を開催しました。そこで議論した中で、役員は決定しましたが一時避難所として笠目公民館を使用するにあたり、消防団の補助金です、カセットボンベで発電する自家発電機を7月頃に支給されました。そして投光器の購入を評議員に諮りまして検討しましたが、その結果、保留ということで延期となりました。

自主防災組織を設立するという際には、備品等の購入をする資金が必要となります。そのために町から自治会に自主防災組織を設立した際に補助金を給付することが必要ではないかと考えております。その点について見解をお願いします。

また、自主防災組織の育成のための補助金の制度があるのであれば、その方法を指導する等お願いしたいと思います。

以上です。

議長（森田 瞳） 「自主防災組織の育成の為の補助等について」、答弁を求めます。

2番（増井敬史） その前に、資料の配布をお願いしたいのですが。

議長（森田 瞳） そしたら資料、準備していただいているんですか。

2番（増井敬史） はい。事務局で。

議長（森田 瞳） そしたら配布してください。

（資料配布）

議長（森田 瞳） 届いたようです。続けてください。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田危機管理室課長。

（吉田危機管理室課長 登壇）

危機管理室課長（吉田裕一） 危機管理室の吉田でございます。よろしくお願いいたします。増井議員の御質問についてお答えいたします。

笠目自主防災会の結成に御尽力いただき誠に感謝申し上げます。議員仰せのとおり、自主防災組織において活動をする際には、資機材や備蓄品等を配備する費用が必要になることは認識しております。従いまして、令和2年度より各地区への災害関連業務委託金をお渡しさせていただいております。この委託金を活用していただきますようお願いいたします。

また、その費用が多額になる場合は、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として実施しておりますコミュニティ助成事業を自主防災組織として申請することも可能であります。採択されますと30万円から200万円の助成を受けることができます。申請する場合は、町といたしましてもサポートさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

2番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2番（増井敬史） 今の答弁ではですね、これまで、令和3年度でしたか、各自治会に5万円ということで、いろんな費用に充てるということで使ってますけれども、設立した際にはですね、それなりの資金が必要でありますので、やはりその、他市町でもですね、そういう設立時の補助というか資金ですね、していただくような制度を作るというか、そういうことが必要ではないかと私自身は考えていますので、その辺ですね、また新たに防災士の資格の際の給付金ですね、制度を以前作っていただいたようにですね、また作るように検討をお願いしたいと思います。

それとこの、コミュニティ助成事業ですね、これ宝くじの方で今回も、先程も言い間違えましたけども、このカセットボンベ式の発電機も、こちらの方なんで、費用が30万から200万ということでね、これってなかなか確率が低いように思うんですけども、たくさんいただけるんで。たくさん申し込まれるということは、申し込んだら貰えるというものでもないと思うので、当たらない確率が高いということですので、それどのぐらいの確率で助成していただけるのかちょっとお答えいただきたいと思います。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田危機管理室課長。

危機管理室課長（吉田裕一） 自席より失礼いたします。一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施しているコミュニティ助成事業でございます。自主防災組織として申請が可能であります。採択されるかどうかというのは私どもの裁量ではございませんので、ちょっと確率的なものは把握しておりません。

以上でございます。

2番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2番（増井敬史） そしたらですね、例えば、当たらなかつたらもう次、来年になるとか再来年になるとか、そういうことで考えてよろしいのでしょうかね。

それだったら、要はいつまでたってもですね、備品、資材そういうのが揃わないということで、要は役場としてはですね、自治会に任せますと、1年に5万円ですと。12自治会あるので60万円ですと。それしかもう出さないという考えなんですか。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

危機管理室課長（吉田裕一） 自主防災組織を結成した折には、結成までいかになくても日々の地域防災に尽力いただいている自治会等あれば、資機材、備蓄品等必要になる物が出てくるということとは認識いたしております。今現在の制度といたしまして、災害関連委託金をお渡ししております。その他に関しましては、また自主防災組織等の育成ができるような事業を提案してまいりたいと考えております。

以上でございます。

2番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2番（増井敬史） 育成ということなんですけどね、今の話でしたら5万円で何でもして、あとは自

治会の、自治会費私ら払ってる訳ですけど、そこから出してくださいねと。そして私らは自治会任せですよ、というふうに聞こえるんですけど、そういう考えなんですか。どうなんですか。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

課長、ちょっと着席してください。今、増井議員の一般質問中ですけども、消防等の資機材のことについて、発電機を支給したとかいうこの質問事項の中に含まれております。そしてまた自主防災組織の考え方というものも、しっかりとした考え方から町の方はもうできておるのかどうかということも、その辺の根本的なことを先に煮詰めていかないと、この増井議員ちょっと理解して欲しいのは各自治会に自家発電機、自治会じゃない。消防団に自家発電機を貸与したと。補助金出したんと違いますねんよ。貸与してる。お貸ししてる訳ですよ。だから各消防団はいただいたんと違う。私も確認したところ、その貸与の方で、特に笠目の方で前から増井議員やかましくおっしゃってるので、私も確認しました。貸与した消防団としての責任で、町から消防団に貸与していただいていると。そのことに関しては、たまたま笠目の自治会の消防車庫、この辺の方が、鍵が掛からないために一応、自治会の公民館の中にお預かりしていただいているねんと。だからそこの所有というのですか、一応、貸与を受けた者は消防団だという考え方で、ちょっとそこは認識してください。これは各分団の、消防団の分団長に貸与してるという考え方なんですね。それで認識いただけますか。ここの部分のことに関して。

2番（増井敬史） はい。

議長（森田 瞳） だからね、増井議員いろいろと一生懸命、研修も行っていただいて、防災面で骨を折っていただいていることは良くわかるんですよ。まずそのとこの、まず組織固めを先にしていかないと、まずその組織の中で、そしたらどういう内容の資機材が必要だということが必然的にまた出てくることですので、先にその資機材のことについて突っ込んでいったら、その一番増井議員の目的の自主防災組織というものが果たしていかなもんか、ということ。ここのしっかりとした設立をしていかないと私ダメだと思うんですよ。各大字バラバラではね。

ちょっと吉田課長に聞きますけども、この自主防災組織と、この組織自体が今、現状はどうなんですか。ここに、増井議員の調べの中では6自治会が自主防災組織の結成届を出されておるということ。この辺の自主防災組織という考え方は、ちょっといっぺんその辺で説明してくださいや。物を貸与する、物をいただくとかいうことじゃなしに、先に自主防災組織の各自治会、その辺の説明いただけませんか。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

危機管理室課長（吉田裕一） 只今、現在、各地区へ防災講習会の方を実施させていただいております。各自治会で防災講習を行うことで、きめ細やかに各自治会へ自主防災組織、自助共助の大切さを講習させていただいております。その中で自主性を大切にして、自治会から自主防災組織の結成をしていただくよう呼び掛けております。

その中で、この資料にもあるように只今、6自治会の方で届出がされております。また自主防災組織の結成届はまだですけども、防災リーダーの届出をされておる自治会もございます。増井議員の資料のとおりとなっております。

私どもは地域の自主防災の自主性を大切にしたいということで、まずは自治会の方で自主防災組織を結成していただきたいなという思いはあります。そして皆様の機運が高まってまいりましたら全体の意見が交換できるような協議会等も結成は視野に入れておるところでございます。

今現在、半分程の結成になっておりますので、今後また呼び掛けてフォローしながら自主防災組織の結成をお願いしたいと思っております。ですので、できるだけ皆さん均一に私どものフォローができるような形も考えていきたいと思っております。ですので協議会の結成も視野には入れておるんですけども、ちょっとその時期というのは、できるだけ早い段階で考えていきたいと思っているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） はい。増井議員どうぞ。

2番（増井敬史） 増井です。3月の24日のこの区長会で配られた年間計画によりますとですね、12月までに要は、この自主防災組織をですね、設立して来年の1月から3月の月におきましては全ての地区において自主防災組織結成が達成された折には、防災推進協議会の発足も検討いたします。となってるんですね、私こないだJ I AMの方でですね、滋賀県の研修センターで研修を受けてきたんですけども、まずですね、この一番右に書いている防災リーダー、今8自治会の20人も届出していただいているということですから、そういう人たちを育てるというかですね、先に順番を逆にですね、この12の自治会の方ですね、結成された折には防災推進協議会の発足も検討いたします。じゃなくて先こっちをですね、発足して、笠目やったら、こんななってますよとか、それぞれね、意見交換してお互い、私ら自主防災組織こんな作る

の初めてやという人ばかりやと思うのでね、そういう経験者のおられない中ですね、そういうリーダーをまず育てていって欲しいというような、先生の話もありましたのでね、そういう方向で例えばもう1月から再度ですね、防災推進協議会の方を発足させるとかですね、そういう方針ですね、いっていただかないと、12自治会揃うまで待ってたらいつになるやわからへんという話になるんでね、ちょっと話が逆ではないかと。

前回もそんなことをお願いしてたと思うんですけども、そういうことで是非前向きにですね、早急に発足させていただきたいということで、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

危機管理室課長（吉田裕一） すでに防災リーダーの届出済の方が20名おられます。防災リーダーの育成というのは、おっしゃるとおり大切なことでございます。防災推進協議会の結成も視野に入れておりますけども、まずはこのリーダー、届出いただいた方の育成を早急に考えていきたいと思っております。

まずはリーダーが集まっているいろんな意見交換会ができるような場とか、そういったものを提案してまいりたいと考えております。

以上でございます。

2番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2番（増井敬史） ですからその期限がですね、いつまでにしてもらえるのかという話になってくると思うんですけど、視野に入れてなんとかかんとか言われてもですね、いつになるやわからへんけど20人は届出してもらってます、と。それで何もしてませんというのでしたら全然前に進まないと思うんですけど、その辺、期限を切ってちゃんとやって欲しいんですけど、その辺はどうでしょうか。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（森田 瞳） ちょっと、吉田課長すみません。

ちょっと焦点がいろいろ変わっていくさかいになんですけども、この自主防災組織というのは町の方から各自治会の方へ促してる訳ですよ、その雛型とか、こういうこうこうというような説明を加えながら説明はされておるんですか。各自治会に。

私が思うのはね、その各自治会にお任せして自主防災組織を作ってくださいという、その言葉だけであつたら100年たつてもでけへんで。だから自主防災組織のことをしっかりと受け止めて自治会の方に、こういう組織です、こういう内容のものを盛り込んでいきますということの雛型を各自治会に届けてあげないと各自治会が私は困っておられると思います。

何をすることということになって、話が途切れてしまうと思うんですよ。だから今、増井議員の方からも質問をされているけども、ちょっと根本的なことを元に戻ってちょっとこの自主防災組織ということをお安堵町はどう捉えておるのかと。増井議員はやかましく言うてこの方向で行くということでスタートを切っておられるねんけども、町の方とどうもその辺のことが噛み合っていない、今までから。私そう思うんですよ。だから町自ら自主防災組織をこういう雛型で、こういうことをやっていきますということの方向性を出してあげないと、私はいつまでたつてもこんな、内容が伴ってこない、できていかないと思うんですよ。

それで、この自主防災計画書というのは、もうこれ今、作成中なんですな、課長。自主防災組織の。私、以前、町長からこの安堵町で自主防災組織のそういう大綱をですね、拵えていくんだということで、ちょっと町長の方からも聞いたことがあるんですけども、その辺のことはもう出来上がっておるんですか、町の方で。大綱が。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。どうぞ。

危機管理室課長（吉田裕一） 自主防災組織の大綱という物は、まだ検討段階でございます。各自治会に対する自主防災の規約の雛型とか、あとどういったことをやっていけば良いのかというのは、各地区の防災講習会の方で一応講習の方はさせていただいているところでございます。以上でございます。

議長（森田 瞳） これは、我々議会議員としては一番ね、例えば西安堵はゼロなんですよ。これはどういふような状況でって私もちょっとこの辺の把握は、しておらないんですけども、自治会によっては全然、関心のない所も現実にある。だからそういうことの底辺を揃えないと私はちょっと前向いていかないんじゃないかなという思いもいたしますので、増井議員よろしいですか、ちょっといろいろとまたあとおっしゃることもあろうかと思っておりますけども、この問題は増

井議員の関心だけじゃなしに、私達議会全体としても取り組んでいかなければいけない大切なものだと私はそう思うんです。だからその辺ことについて再度、たまたま今、質問していただいた内容等について、もうちょっと我々が知り得ていかんことには無責任だと、そういう私は実感をいたしますので、総務委員長できましたら今回の常任委員会、会期中に開催しておりますので、その中でまたこれ再度、委員会の中でちょっとまた検討ということで勉強させていただけたらと思いますねんけども、委員長としてよろしゅうございますか。

総務産業建設常任委員会委員長（大星成司） はい。

議長（森田 瞳） そういう方向でちょっと増井議員、繋いでいきたいと思いますので、承知の上、続けてください。

2番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。

2番（増井敬史） 議長、ありがとうございます。私も先日、21、22とですね、11月の。JIAMの方で研修を受けさせていただいて凄い勉強になりまして、議会議員としての動きもですね、こういうふうにしなさいということで、それでしっかりと勉強してまいりました。その時におっしゃったのはですね、話をさせていただくと。

議長（森田 瞳） それはまた一番最後の議会の時に研修報告してくれるんでしょ。

2番（増井敬史） はい。

議長（森田 瞳） それで結構です。

2番（増井敬史） はい。それで、その資料の2枚目にですね、これ聞いてよろしいですかね。6月の定例会で避難行動要支援者は何人かということで、3段目の左の方ですね、後ほど調べて報告するというのがね、書いてある訳ですけども、その後、その経過についてちょっと報告していただけたらと思うんです。そしていつ、各自治会とか自主防災会の方にですね、していただけるのかという。

要は自分で避難できない方を自主防災会なりですするというような、私らの計画もしてるので

ね、それをいつになったら名簿をいただけるのかという、その点についてちょっと説明をお願いします。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

危機管理室課長（吉田裕一） 6月の議会の一般質問の中で、町内には避難行動要支援者は何人いるかということで、後ほど調べて報告するという回答になっておりました。この後、私が答弁した記憶では一応おおよその数ですけれども、要援護者の方は1,000名程いるという回答をさせていただいたと思います。その後、避難行動要支援者を再度整理してきちっと皆さんに示せるような形を取っていきたいということで、すぐに取り組をさせていただいております。

地域防災計画に基づきまして、町内の避難行動要支援者を再度洗い出して何人おられるかというのをまず調べました。その中で該当者の方は約700名いらっしゃいました。その中で自治会等に支援をしていただくために、平時からの名簿提供ができるためにはご本人さんの同意が必要ということで各該当者の方にその同意を得るためのお手紙を送らせていただいております。

これ以降にさせていただいて、お時間は掛かっておるんですけども、返信の書類の不備であったり、内容がちょっと不明な点、返送が無かった方等の整備にちょっと手間取りましてちょっと申し訳ございません。同意のあった方は今現在200名程いらっしゃいます。それを早急に、提出の無い方もいらっしゃいますけども、時期を決めて自治会の方にお示しできるように今、進めているところでございます。

以上でございます。

2番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2番（増井敬史） 議長もですね、その時、6月に、直接総務部長の答弁だったんですけど、聞かれて、1,000名ということですね、実際は700名程の方に、要は8月上旬に手紙を出して、同意の、ということで、要は今年の6月から8月に民生委員さんがアンケートを取ってですね、それが当時の総務課の方にあつてですね、それから私が質問したから要はそれが動き出したということですよ、だから仕事をね、本当に知っているのかというふうに私らは思って

るんですよ。

今、言われている同意をね、もらうハガキが来ないとか言ってね、それであればね、返信されない場合は同意したものとみなすということを入れておけば、それで良いというふうに私は聞いてるんですよ。だからそんな6月3日に一般質問してて今、12月2日やからもう丸6か月たってますねんね、それでもまだ次の動きにいけないと。要はそこで纏めて各大字別にですね、今、副町長になられた総務部長の時代にですね、今、作成中ですという答弁もされてますし、そしたら私らその言葉を信じてね、待っててですね、半年たってもまだ出てこないんやなというふうに解釈してるんですけどね、ほんたら各大字別のね、名簿がありますと答弁されてるんですよ、それは一体。

まず人数聞いてですね、その名簿を落とし込んで、歩ける人、歩けない人と、寝たきりの人と、そしてそれを誰が支援するかというふうにね、次の段階に進もうと考えてるんですけども、まだその危機管理室でですね、そんな状態だったら前へ進まないじゃないですか。だからそういう知識をもっとね、研修に行くなりしてですね、高めていただいてもっと指導できるようにしていただいた方が良いと思いますけども。その辺はどうなんでしょうか。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

危機管理室課長（吉田裕一） 避難行動要支援者名簿の必要性、自治会へ避難行動の支援の大切さ、その辺のことは、認識は以前よりしております。自治会とか自主防災組織の皆様の手元にそういった名簿を開示するためにはご本人さんの同意が要ということで、ちょっとその作業に少し手間取ったところもあります。ちょっとお時間を掛けて御心配をお掛けしているところでございますが、できるだけ早く、年明け早々にでも皆様に提供できるような形を取っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

その後、その方たちの個別支援計画だと思います。誰が避難させるかというところの計画だと思います。それも必要ということは以前から認識しておりますので、ちょっとその方法等いろいろと、他の団体の事例とかを見ながらちょっと考えておる段階でございます。それも順番になりますけども、また名簿の提供が済めば次の段階でちょっと検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

2番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

2番（増井敬史） ちょっと期限というのを一応、切っていただいてですね、この議会だよりにね、「後ほど報告します」って言うてね、全世帯に配ってはる訳ですわ。後ほどというのはこの役場ではですね、これ8月号ですけど1月になってね、ようやく「後ほど」なんですか、そういう時間の捉え方ですか。

だから私らはね、このとおり信じてね、待ってる訳ですけど、要は災害が起こったら命が失われるとかですね、そういう危険があるので、斑鳩町でこの前カラオケ大会が3日程前にありましてね、その時に斑鳩町で民生委員10年やっておられる方と、ダイワハウスの先輩やったんですけど、お会いしたら、10年前に民生委員をやった時に要支援者名簿というのはもうできて、民生委員としてですね、引継ぎを受けて、それで毎年更新していますよと。安堵町は、ほんなら10年以上遅れてるんですね、と言われましたわ。

斑鳩町が早いのか、うちが遅いのか、情けなかったというのがありますし、もっとね、6人、今、体制でやっておられるんだったら1軒1軒回るとかですね、民生委員さんに頼むとかしてもっと早くやってもらおうとかね、しないと、周りの町からやったら安堵町一番遅れてるなという話で、そういう話になってると思うんですけどもね、私ら知らんかっただけで。

もっとスピード感を持ってですね、やっていただかないと本当に災害はいつ起こるかかわからないことでね、もっと真剣にやっていただいた方が良いのではないかなと思います。

以上です。

議長（森田 瞳） はい。これで2番 増井議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 次に、5番 福井議員の一般質問を許します。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

福井議員、ちょっと待ってください。先ほど私、議長として増井議員の自主防災組織のことに関しての勉強の方で、常任委員会でもって再度、検討していきたいということの内容、総務委員長にお許しを得た訳でございますけれども、このことに関して常任委員会に付託ということで、してよろしゅうございますか。皆さん方の御意見。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

では、委員長よろしく願いいたします。

総務産業建設常任委員会委員長(大星成司) はい。わかりました。

議長(森田 瞳) では、福井議員よろしく願いいたします。

(福井議員 登壇)

5番(福井保夫) おはようございます。5番 福井です。四つの件について一般質問したいと思います。

まず、「改正育児・介護休業法について」、改正育児・介護休業法に基づき、子供が生まれてから8週間以内に計4週分の休みを男性が取れる「男性版産休」の運用が10月から始まりました。男性の子育てを後押しする仕組みが整えられる中、安堵町としての受入れ態勢について伺います。

2番目に、「高齢者の買い物支援について」、松田議員が令和2年12月議会で「高齢者相乗り買い物ツアーの実施について」一般質問しました。斑鳩町では、一部交通の不便な地域の高齢者に社会福祉協議会が車で買い物支援をしていると聞いています。安堵町も買い物先、対象者等、検討してみてもどうか伺います。

3番目に、「献血推進について」、献血者が不足していると言われていています。現在、役場で年2回、2月・8月、実施していますが、献血者数はどのくらいか。今後、増やすために町としても力を入れるべきであると思います。町からも粗品を用意するとか、平日であるが、企業も増えている中、呼びかけるとか、安堵町としてどうするか伺います。

4番目に、「農業委員の定数について」、現在13名、農地の減少・他町との比較・財政健全化等により、定数を減すべきであると思います。安堵町としての考えを伺います。

以上4点です。

議長(森田 瞳) それでは、はじめに「改正育児・介護休業法について」、答弁を求めます。

総合政策課長(富士青美) はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） おはようございます。総合政策課 富士です。よろしくお願いいたします。それでは、福井議員の1問目の「改正育児・介護休業法について」、お答えいたします。

議員御承知のとおり「男性版産休」、いわゆる「産後パパ育休」の制度が、令和4年10月1日から始まりました。本町におきましても、その制度を導入するために、本年第3回議会定例会にて「職員の育児休業に関する条例」の一部改正について御可決いただいたところでございます。

産後パパ育休は、男性の育児休業取得の促進のために、男性による育児のニーズが高い、子供の出生直後の時期に、従来の育児休業より柔軟に休業しやすい制度として設けられました。

本町も、当該制度の趣旨を踏まえまして、産後パパ育休を育児の入り口と位置付けまして、男性のその後の育児への関わり方、育児休業の取得や休業後の働き方の見直しに繋げていけるような取組が必要であると考えております。対象者が育児休業できるよう、管理監督者をはじめまして全職員に男性の育児参画の効果を伝え、理解を促してまいりたいと考えているところでございます。

同時に、対象男性職員には、希望者に対する育児休業前後の面談、休業中の情報提供、また職場復帰前後の環境づくり等、育児と仕事の両立支援策を示すことで「育児休業が仕事やキャリアに支障をきたすのではないか」という不安を払拭し、男性の子育てを職場全体が後押しできる環境づくりを目指していきたいと考えているところです。

以上です。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） 三宅町では森田町長自ら率先して実践しています。町長自ら時短勤務することで職員も育休を取りやすいと聞いています。この時短勤務とか、いろいろな条件というか事情に応じていろんな調整はできるんですかね。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士課長。

総合政策課長（富士青美） 自席から失礼いたします。育児休業につきましては、部分休業また育児短時間休業という制度もございます。それにつきましては職場と本人の相談の上ですけれども、支障のない程度で取得していただくことは可能です。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） いろんな意味で長期続けて、何か月かの時ですか、休みの時にまたそこを補助していくという、補佐していくという、いろんな調整が必要と思われま。その辺も取りやすい雰囲気です。とにかく作っていただきたいと思。今日ここ各課長揃われて。育休だけでなく有給また代休においても各課で良い雰囲気づくりをして欲しいと思。

先般、休暇を悪用した人もいましたが、やはりそういうことが無いよう、いろいろとチェックをしていただきたいと思。

育休は今後、少子化対策にも繋がってくるのかなと思。課長の中にも独身の人もおられます。今後、堂々と育休を取ってもらえるような雰囲気の安堵町の職場にしていきたいと思。

この質問は、これで終わります。

議長（森田 瞳） はい。次に、「高齢者の買い物支援について」、答弁を求めます。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。井上健康福祉推進室課長。

（井上健康福祉推進室課長 登壇）

健康福祉推進室課長（井上育久） おはようございます。健康福祉推進室 井上でございます。よろしくお願。福井議員の御質問にお答。斑鳩町社会福祉協議会が行っている買い物支援は、社会福祉協議会が所有している車を利用

し、介助なしで車の乗り降りができる60歳以上の高齢者や障害者が無料で利用できるサービスと伺っております。

町としては現時点で、松田議員の御質問にも関連して、公共タクシー助成を拡大すること、具体的にはJR法隆寺駅・大和小泉駅・近鉄平端駅・筒井駅への利用を令和3年度から実施し、買い物あるいは通院等がしやすくなってきております。加えて、奈良コープの移動販売や社会福祉協議会が行っているワンコインサービスを利用させていただいております。またこの10月からはミニスーパー的なドラッグストアがオープンし、買い物環境が良くなっております。

今後は、高齢者福祉施策としてどのような仕組みが可能か検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） ちょうど先般、私、万代で斑鳩町のこの社協のサービスを見ました。車から職員は一人、運転手の方だけと思うんですけど、あとは皆さん買い物に行かれる方は自分で、車の付いた買い物カゴみたいなものを持って、でまた車に帰って来る、というように理解しております。最初、もっと体の不自由な人に対してのサービスかなと思ってたんですけど、それは人も要るし大変やと思うんですよ。このことに関してだったらそう思う程、車を出すだけで、そんなに負担では無いような気がします。

高取町も社会福祉協議会で今年の12月頃から1年間試行ということで、条件としては町内在住の、原則65歳以上の一人暮らしの高齢者と。介助なしで買い物できる人。1年間試行し、対象や行き先、回数等を検討と。運転手も含め8人乗りのワゴン車。というようなことで1年間検証するというように聞いております。

私が今、住んでおります、かしの木台でも、住んでます向かい側の通りと私の住んでる通りで、約四つの班があります。30近い班の中で。そこでも65歳以上で一人暮らしの人が4、5人います。今のところ、うち二人は自分で車を持っておられるのでまだまだそれで買い物等行けそうです。しかしこれ、旧大字では二世帯で住んだりとか、近くに子供さんが住んでるとかあるので、あまりまだそこまで実感が無いと思うんですけど、新興住宅では恐らく、これかしの木台でも一つの班で一人としても30人近くそういう対象者が出てくると思うんですよ。現在、車に乗られてても、先般も一人暮らしで97歳の男性が運転して交通事故。いつまでも一人で車も乗れないと思います。

そういうようなこともひっくるめて1回、松田議員もよく言われてましたけど、実態調査をして、先程の防災の件もそうですが、そういうことが物凄い必要ではないかなと思います。これあと5年、10年したら私の住んでる所でもかなりそういう対象者が出てくると思います。

そやから1回、実態調査と、万代とかトライアルへとか、ちょっと大きい所へ皆さん行きたくないという人もおられると思うんです。高齢者の方で自転車でウロウロ、ウロウロされたらこれもう危ないな、というのは実際そうです。かしの木台でも皆さん御存知の方で、名前は言えないんですけども、危なくてしゃあないというような状況の方もいます。そやからそういう面もね、町内でちょっと行くのに自転車というのははまだ交通量が少ないので。これが斑鳩町、郡山の方へ行くとかかなり交通量が違うと思います。その辺もひっくるめてですね、本当にちょっと検討をもうしていかなと、年数がたっていくごとに増えてくると思います。

ここでちょっと藤岡課長が社協の事務局長もしておられますし、ちょっと質問よろしいでしょうか、議長。

議長（森田 瞳） はい。どうぞ。

5番（福井保夫） 現在の社協の仕事と状況とか、社協の車はどういう車があるのか、買い物ツアー、これに関してね、状況としてできるかとか、ちょっとその辺をお聞かせいただけたらと思います。

議長（森田 瞳） 藤岡課長いけますか。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） はい。

議長（森田 瞳） どうぞ、お答えください。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） 自席より失礼いたします。社協の局長ということでお答えさせていただきます。社会福祉協議会なんですけども、車の方は今のところ軽四が3台ございます。1台はワゴンタイプの物、2台は乗用タイプになっております。そのうちの2台の乗用タイプのうち1台はもうほとんど二人乗り程度の小さい車となっておりますので、人を乗せるとなりますと現在2台しかないような状況でございます。

あと、職員の状況でございますが、私ともう一人、町から出向、一人しておりますので全員で8人ですかね、社協の職員がいてる状況でございます。

買い物の件に関しましては、令和2年度、当時も私、社協の局長でおりまして、その当時も

この件について井上課長の方といろいろ検討しながら進めてきたところでございます。実態調査というお話もあったんですけども、その当時、介護保険の計画作成の際に高齢者の方にアンケート調査をさせてもらう項目の一つに買い物等のこと若干触れさせていただきました。その中で、買い物に困っているという方も若干おられたんですけども、その対処方法としてどのようにされていますか、という回答の中で、近くに家族の方がおられるような感じであったので、家族に頼っているというのが現状であったというのを記憶しております。

買い物のバスに関しては、ちょっと今それぐらいしか記憶が無いんですけども、以上でございます。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） 車の件は、役場のワゴン車を借りるとか、運転手に関しては、局長は大型の免許も持っておられると、だいぶ前から聞いております。月に1回ぐらいだったら午前中、そういうことも可能かなという気もします。

先程言いましたように、本当に年々、一人暮らしの高齢者増えてます。その辺で今後ね、前向きにちょっと考えて欲しいなと思います。

再任用の方もベテランの職員で、そういう方だったら運転もあれと思いますし、この辺、次に、社協の会長をしておられます西本町長にお聞きしたいと思うのですが、議長、よろしいでしょうか。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

町長（西本安博） それでは、お答えをさせていただきます。まず、買い物ということは移動手段をどう確保するかということ、福井議員はまずそれをおっしゃっていると思います。現在、コミュニティバスの走っている所、あるいは奈良交通のかしの木台線の走っている所、そしてそういう車の走らない所については公共タクシーということで、一応の町内の移動の手段の確保はさせていただいたつもりでございます。これが十分か十分でないのかは別ですけど、この7,000人、8,000人の人口の町としては中間、例えばこの役場を発着する平日のあれは30本近くあるんです。土曜日曜でも27、8本ございますので、一定、各地区によってばらつきがありますが、一定移動手段は確保させていただいている、これは他町に比べてもうちは多いと思います。そこはしっかり確保させていただいて、そして松田議員がおっしゃってから、

いわゆるタクシーで処理する区域については4駅まで行けるということで、駅の近くにはスーパーもあるということで、一定それも少し積み増しをしたところでございます。

じゃあ斑鳩が社協の職員が運転しているから、うちも職員に運転させて役場の車が、ということですけど、やはりこれ不特定多数の方を乗せて走る、いわゆるタクシーまがいのことを定期的にはですよ、定期的に行うタクシーまがいのことを役場の職員がやった場合に、事故対応はどないするねん、ということが出ます。

それと今、ずっと経過的に申し上げましたけれど、非常に品数は少ないかもわからないけれどコープの移動販売車、これも定着をしてくる成績を伸ばしております。最近ではミニスーパー的な物もできたということで、まず公共交通の観点からすれば、まずそれをうまく利用していただきたい、あるいは、いわゆるコミュニティバス、奈良交通を使って駅前への買い物もしていただきたい、というのが基本的な考え方でございます。

もう一つは、コープの移動販売車なんかに影響が出るようなやり方をすれば、一生懸命努力して定着させてきた、いわゆるこの手段についてそれを損なう、失ってしまうということ、これも非常に危惧されるところでございます。そういうのが今の偽らざる実態だと思います。

ただし、福祉の観点から公共交通ではなしに、福祉の観点からして今、福井議員もおっしゃいましたように、そんな本数を考えておられないと思います。毎日行けとか。で、ございますので、少し別の手段がないのかどうか。これ、具体的に今ちょっと研究はさせております。若干の、こういう方法だったら可能性があるかなということも、ちょっと考えておりますので、それができるだけ具体化するようには努力をしていきたいと思っております。今のところはそういう状況でございます。

参考までに斑鳩、走らせておりますけれど、登録するのが50人ぐらい、そのうち実際に使っておられるのは、それ以下ということなんで、高取にしたかて、斑鳩にしたかて山間部がありまして、バスとかが非常に入りにくい場所があります。そこを重点的にそういう施策をしておられると思いますが、私どもは全部が平坦地でございます。それである程度の公共交通はネットしておりますので、ちょっとそれを同じやり方というのは、ちょっとすることは無いかなと思います。ちょっと他のやり方を考えてみたい。福祉の観点から考えてみたいと思います。

以上です。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） 町長いつも車に関しては物凄く消極的に、運転手の件で言われるんですけど、そ

う思い過ぎるともう何もできないんじゃないかなという気もちょっとします。

高齢者で本当に、新興住宅に一人で住んで、そういう人らのちょっと解決というか、良い方向に持って行って欲しいと思います。

若い世代が斑鳩町へ流れてよくいきます。高齢者も斑鳩町へ流れないよう、町長であり、社会福祉協議会の会長として、ちょっと本当に本気に考えていただきたいと思います。

この件は、これで終わります。

議長（森田 瞳） 次に、「献血推進について」、答弁を求めます。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。井上健康福祉推進室課長。

（井上健康福祉推進室課長 登壇）

健康福祉推進室課長（井上育久） 続いて、福井議員の御質問にお答えいたします。

献血事業は、日本赤十字社奈良県支部からの協力依頼を受けて、献血場所の提供と安堵町の広報やホームページへの掲載、前日には広報車による広報、今後はエルラドの活用も考えてまいりたいと思っております。また当日には、ならけん農協や郵便局、西和消防署東分署等へ日赤奉仕団の方と一緒に訪問させていただいております。

最近の献血者人数は令和4年2月に21人、8月に26の方が献血していただいております。一定の目標は達成していると日本赤十字社より聞いております。町として、献血者を一人でも増やすために、献血の開催時期の変更やイベントがある時に開催する等提案をしましたが、日本赤十字社側の年間計画等もあり現行どおりの開催となっております。

粗品につきましては、事前に予約してもらえれば追加で粗品、8月の献血の時はハンディ型扇風機が貰えるようになる等、献血に対するお礼としては、日本赤十字社や協賛事業者から十分に粗品があると考えております。

また、町内企業への呼びかけにつきましては、日本赤十字社に情報提供しながら企業と日本赤十字社との連携に協力していきたいと考えております。

以上でございます。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） 私、献血を20何年間協力してきました。私の場合、商工会にいる時に同僚の沖君が「ちょっと献血行きませんか」と。それがスタートでした。あれからもう20何年たちます。役場の富井副町長、増田課長よく朝一番で会ってたなという気がします。今年で70歳になりましたので一応、卒業というか、あれになりました。それで一人減り、二人減りというものもあるので、ちょっとこの辺で一回力を入れてね、新しい企業も増えてます。平日でなかなか職種によっては来にくい人もいますけど、事務所でいる人なら協力してくれるかもわからないと思います。チラシ等前もって早めに配るとか。

粗品として、何か急にこの8月から良くなったと。ちょっと私、自分の手術で献血できなかつたので井上課長から、急に良くなりましたよ、前もって言えば結構そこそこの物が貰えますよ。ということになってるみたいなんで、前もってその宣伝もしていただき、備蓄品で水とかそういうのも期限が近づいてきたらちょっと添えてあげるとか、町内の人にはゴミ袋をちょっと渡すとか、いろんな手段を使ってですね、企業の人を巻き込むとか、一緒に町内でいろんなことに巻き込んでいけば、言葉悪いですけど、またいろんなところで協力してくれることに、イベント等で、なるのかなと思います。

主に職員の方がほとんど頑張っておられます。また献血にその日は行きやすいように、ここ課長らおられますので、また一声掛けてあげて欲しいと思います。

教育長におかれましては、教育の一環として中学生に献血の重要性を説明したり、大人になったら行きましようと呼び掛けて欲しいなと思います。

一人でも増えることを願っております。この質問は、終わります。

議長（森田 瞳） はい。次に、「農業委員の定数について」、答弁を求めます。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田まちづくり推進課長。

（池田まちづくり推進課長 登壇）

まちづくり推進課長（池田佳永） おはようございます。まちづくり推進課の池田でございます。よろしく願いいたします。福井議員の「農業委員の定数について」の御質問にお答えいたします。

安堵町の農業委員の定数につきましては、令和2年3月議会にて「安堵町農業委員会の委員の定数に関する条例」の一部改正で「15人」から「13人」に減員いたしたところでございます。これは、農業委員を地区ごとに複数名配置し、お一人に掛かる業務負担が大きくなりなないようにし、複数で行うことによる効率化を図り、業務が滞ることのないようにとし、また会長職としては、会議等内外の対応が多く業務が過多となることから、別枠で設置と農業委員会で検討され減員されました。

以上のことによりまして、町といたしましては、農業委員の定数につきまして現状の「13人」を維持してまいりたいと考えております。

以上でございます。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） 先般、課長に聞いたら平群町で14人、斑鳩町で14人、三郷町で12人と。ちょっとこの辺は規模が違うような気がします。そやから何でも生駒郡に合わすとかいうのではなく、この辺でしたら三宅町とかその辺に合わせた方が同じような規模、耕地面積、農家戸数とか、あれと思うんですけど。三宅町で何人ですかね。わかりますか。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田課長。

まちづくり推進課長（池田佳永） 自席にて失礼します。三宅町の方ですと10人の方ですね、農業委員となっております。

以上です。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） まあその辺、10か11ぐらいが妥当のような気がします。岡崎においては、あれだけの巨大な物流センター、私ども隣のかしの木台ですので、最初は図面だけ見せてもらっ

たら、そこまであれかなと思いましたが、今、実際建ってみると、凄く大きくなっております。大きい感じがします。農地もだいぶ減ったと思うんですが、その辺、課長どうでしょう。二人も要りますか。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田課長。

まちづくり推進課長（池田佳永） 確かに農地としては面積が若干減っておりますので、それは各地区においても、他の地区に関しても、いろんな公共事業もあり、業務としてどうかというのわかりますけども、お一人ですね、一つの地区を持つというのはなかなか難しいことだと僕らはそういう認識をしております。ですので、まずは一人ひとりの業務ですね、負担の減らし方を考えるか、もしくは委員の方ですね、それぞれの御相談をさせてもらう等のことも必要かなとは思っております。

以上でございます。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） その辺もひっくるめてね、二人必要ないと私は思うんですけどね、そやからその辺もひっくるめながら、財政健全化的にも一人、二人減らせば、とにかく人口が減り、その税収が減り、状況に合わせてずーっとこう細くしていく、役場の職員さんの数も減らす、というようにこともひっくるめてしていけば、私はそんなに。

人口はもうしゃあないと思うですよ、今から増やせても、集中する所にはしていくし、ほんならその時に、いかにこのいろんな意味で対応をしていかないと、後々しんどいなと思います。議会においても森田議長が何年かかけてだいぶ議員数も減らしてきました。そういう意味ではやっぱり本当に、農地も減ってということで、真剣に考えていくべきではないかなと思います。

課長、どうですか。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田課長。

まちづくり推進課長（池田佳永） 福井議員のおっしゃることもわかっております。ただその財政面という話になれば、報酬を下げるという話にもなりますし、各地区の人員を減らすということになれば当然、僕ら事務局だけでも判断ができないということがありますので、農業委員の定数の減数や報酬の減額ですね、に、つきましては農業委員会の方で一度諮っていただいて、検討させてもらえたらと思っております。

以上でございます。

5番（福井保夫） 町長、何か話したそうですけども。

議長（森田 瞳） 福井議員、ちょっと町長すみません、あとでよろしく申し上げます。

先程ちょっと議員の定数のことも触れていただいた折でございますので、農業委員の方々の要するに定数というのは以前、この4年前ですか、二人削減されました。この以前は選出の方法というのがあったんです、農業委員さんの。要するに選挙なんですよ。で、その4年前から農地法の法令が変わりまして、農業委員は行政が主体になって要するに選考すると、こうなりましたよ。選挙が無くなりました。だからこれ自らやっぱり町の方針としてやっぱりその辺のことは、近隣の町の比較とか、要するに農家戸数、耕作面積、そのことを勘案しながら町自らが、私達議会の方からの提案というよりも、やっぱりそれは提示されるべきだなと私はそう感じております。その法の改正以後につきましてはね。だからその辺のことは私、ちょっと以前、農業委員会の事務局に携わっておりましたので、そういうことでちょっと意見として申し上げます。

町長、よろしく願いいたします。

町長（西本安博） はい。

議長（森田 瞳） はい。どうぞ。

町長（西本安博） それに関わってということでございます。農業委員会、農業委員さんの一番の目的は、まず農業経営を発展させる、近代化させるにはどのようにしたら良いのかという施策の企画立案、これが主たる目的です。その後に農転であるとか、いろんなことが出てきます。これもトータル的な施策なんです。

確かに、人口規模とか耕作面積、単純比較いたしますと今、論議されていることになってこ

ようかと思いますが、しかしながらこの基本的な内容、このことも踏まえてやはり今日ここで御提案、議員さんの方から御提案をされていますので、このことは一度、農業委員さんの方にも当然のことながらお話をしていかなければならない、いくら主体的と言えども勝手にやる訳にもいかんと思いますので、今日の御発言のことも含めて、そして農業委員さんの本当の目的は何かということも考えながらまた農業委員会、農業委員の方にお話をしていきたい、このように思います。

以上でございます。

5番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

5番（福井保夫） 議員の中でも、松田議員が会長をされています。近藤議員も委員です。今後、その辺も先ほど町長言われたように、いろんなあれを検討していただき、先ほどの私が言ったようなことも含めて委員会の中で説明して欲しいと思います。

私は、これで終わります。

議長（森田 瞳） 只今、11時15分です。10分休憩いたしまして11時25分から再開いたします。

休 憩（午前11時15分）

再 開（午前11時26分）

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番 近藤議員の一般質問を許します。

3番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

（近藤議員 登壇）

3番（近藤晃一） 3番 近藤でございます。お願いいたします。

今、窪田地区ではそろそろ遊水地の事業が開始されております。仮設の堤防が造られてぼちぼち大きな工事が始まろうとしておりますけれども、そのことにつきましてちょっと質問をさせていただきたいと思います。

まず、遊水地事業につきまして、現在、窪田地区で遊水地事業の造成工事が始まっております。基本的には大和川の増水に伴う氾濫の軽減が主な目的ということでございますが、それによりまして安堵町が受けます治水あるいは環境、道路整備等におけるいろんな効果があるかと思っております。どのような効果があるのかまずお伺いしたいと。まず1点でございます。

それから、2点目でございます。内水氾濫についてでございますが、岡崎川が大和川に流入する水門が、大和川の増水によりまして閉められると。これによりまして笠目地区、窪田地区、柿の里地区そして岡崎地区に床上・床下浸水あるいは道路の冠水、これらが発生しております。大和川遊水地事業によりましてこれらの水害がどのように改善されるのかお伺いします。

また、大和川遊水地事業でも改善しないものがあるなら、どのように対応されるのか、それについてお伺いしたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（森田 瞳） はじめに、「大和川遊水地事業について」、答弁を求めます。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田まちづくり推進課長。

（池田まちづくり推進課長 登壇）

まちづくり推進課長（池田佳永） まちづくり推進課長の池田です。よろしくお願ひします。近藤議員の「大和川遊水地について」の御質問にお答えいたします。

大和川遊水地事業は、以前から議会等で議員皆様に説明しておりましたが、改めて説明させていただきます。

大阪との県境にある亀の瀬狭窄部ですね、の整備が未完のために、大和川本川の氾濫による水害被害の軽減を目的として遊水地は計画されております。全ての遊水地全体で総洪水調節容量として100万立方メートルを貯めることによって床上浸水被害を床下浸水となるように整備を行うと国の方より聞いております。

窪田遊水地では内水を取り込むことで、当初計画の見直しを含めた整備を進めていただけるよう、安堵町としても事業促進の要望を行っており、事業の早期完了のために国も努力していただいております。進捗の詳細な内容につきましては情報が届き次第、議員皆様にも御報告いたしますので御理解と御協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

3番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

3番（近藤晃一） 今、池田課長の方から御説明いただきました。まず、安堵町の浸水の被害、この解消は地元の大きな、熱望されるものでございますので、大和川の水を貯留するというだけでなく、安堵町の内水も一緒に取り込むというふうに計画が変わったということで見直された訳でございます。それにつきましては本当に安堵町の住民の生命・財産を守るという観点から喜ばしいことでございますし、そういう方向に御尽力いただきました皆様方に感謝いたすところでございます。

しかしながら、治水事業だけではなく、遊水地ができることによりまして、住環境が大きく変わるということもございます。底地あるいは堤防の有効利用、それと道路整備、これも副産物と言いますか、それができる効果によってまたできてくるというものでございますので、それらにつきましては、しっかりと機会を見つけて国の方に要望し、意見を伝えると、こういうことをお願いして本質問については終了させていただきます。

議長（森田 瞳） はい。次に、「安堵町における内水氾濫について」、答弁を求めます。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田まちづくり推進課長。

（池田まちづくり推進課長 登壇）

まちづくり推進課長（池田佳永） 近藤議員の「安堵町における内水氾濫について」、の御質問をお答えさせていただきます。

大和川の増水による岡崎川樋門の閉門によって起こる氾濫により、笠目地区、窪田地区、柿の里地区に岡崎川の氾濫水バック現象が起り、家屋や道路に冠水被害をもたらすという内水被害が過去に発生しておりました。

しかし、窪田遊水地が完成すれば、樋門の閉門と同時に岡崎川の水を遊水地内部に直接取り込むということによって、笠目地区、窪田地区、柿の里地区での被害軽減が行え、岡崎地区においては岡崎川の上流に位置しておりますので、降雨時の水位を保つことによって大和川が危険水位に到達するまでの間、岡崎地区内の水路の排水も保ち、被害が軽減されると国より聞いております。また、奈良県が取り組んでいる平成緊急内水対策事業でも、床上・床下浸水被害の解消を目指しており、国・県が協力して遊水地事業の推進を行っております。

しかしながら、大和川遊水地事業の目的は大和川のピーク流量の低減を目的としておりますので、大和川の水位が危険水位を超えた場合は、安堵町内でも被害を軽減すべく対策は必要となってきております。その被害の軽減として安堵町においても危機管理室において対策を行っております。

以上でございます。

3番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

3番（近藤晃一） すみません、対策室課長にお伺いする前に、まだもう少し池田課長の方に内水のことにつきまして質問をさせていただきたいと思っております。

町内の内水を取り込むということになった以上、やはりしっかりとその効果を出していく対策を取っていただきたいというのが皆さんの思いということでございますけれども、遊水地の底を2.5メートル掘り下げるというふうに聞いております。それによりまして池への自然流入そしてポンプアップ、この二つで岡崎川の水位を下げるということでございますけれども、そこでちょっと教えていただきたいのは、岡崎川から自然流入するその仕組みですね、どういう形で流入するのかという仕組みと、ポンプアップのポンプの位置はどこかというところ、それから二つ目といたしまして、30ミリから50ミリ、こういう雨が降りますとバケツをひっくり返したような雨やというふうに言われておりますけれども、ポンプアップするポンプの能力ですね、それだけの雨が広域に降って上流から一気に押し寄せる、それがポンプで賄えるの

かどうかという、これは私の素人的な思いでございますけれども、そこら辺も教えていただきたい。

また、ポンプを始動するタイミングは、どのタイミングでポンプを始動させるのか、またそのポンプの始動のタイミングは誰が判断するのか、そこら辺についてちょっと教えていただきたいと思います。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田課長。

まちづくり推進課長（池田佳永） 自席にて失礼いたします。岡崎川と、今回の窪田遊水地ですね、あれは隣り合っております。内水の取り込む方法といたしましては、岡崎川から遊水地の方へ直接的なルートですね、管路によって内水が入り込むような形で設計されておりますので、タイミングといたしましては、富雄川の合流地点にある岡崎川樋門が閉まると同時に内水の方は遊水地へ取り込むという形の計画となっております。ですので当然、先ほど近藤議員が言われましたように2.5メートルですね、程、深く掘っておりますので当然、岡崎川よりも低い位置に池底がございますから自然に流下して入っていくという状況でございます。

あと、ポンプのことについての御質問ですが、ポンプについても当然、岡崎川の水を遊水地の方へですね、取り込むことでございますので、岡崎川に面した所に設置されるという計画だと聞いております。始動に関しては岡崎川の水位と遊水地内部の水位ですね、これが均等になった段階で、自然に入らないという状況になった時にポンプが始動するというふうには聞いておりますので、ある程度の水位まで岡崎川が上がるまではポンプは稼働しないという状況だと思われま。

あと、ポンプ操作についてですが、今の段階で説明を受けておる内容といたしましては、岡崎川の樋門ですね、そちらの方へ地元の方が河川事務所から委託をされて当番という形で立っていただいていると思います。同じような状態になるであろうと当初の話では聞いておりました。

以上でございます。

3番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

3番（近藤晃一） 今おっしゃっていただきましたように、ポンプの始動につきましては水位が一緒になった時ぐらいがタイミングやということですが、やはりそのGOサインは町の中には無いということになるかと思しますので、住民にしますとやっぱり迫ってくる水の中でポンプを動かさないという、自分で判断できないというのは非常にジレンマに陥るようなところもございしますので、そういうところの無いように配慮いただけたらありがたいなという気はいたします。

それから、水を流入さず、基本的には岡崎川の堤防を越さない、オーバーフローしないということによろしい訳ですね、基本的には。そうした場合、前にお聞きした時には大和川の水位が上がった場合、氾濫危機になった場合には内水に取り込むということですが、大和川の堤防の1.5メートルぐらい下に取り入れ口が作られて、そこから大和川の水が一気に流れ込むということを聞いておりますけども、ということは大和川の水が1.5メートルの高さまで来るまでは、大和川の水が流れ込まないということになると思います。その流れ込まない時までには安堵町の内水はポンプでずっとそこへ汲み上げというか、取り込める訳でしょうか。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田課長。

まちづくり推進課長（池田佳永） 当初の計画といたしましては、本来は内水を取り込まないような計画でございましたけども今、現状において、2メートル50も池底を深くすることによって内水を多く取り込めますという条件になっております。大和川が現状の堤防よりも下1.5ですね、までの危険水位と言われる所へ達するまでの間、ポンプとしての稼働という形にはなると思うんですけども、そのあくまでも遊水地自身はピーク流量を下げるための施設ですので、岡崎川の水位自身が完全にゼロという状況ではありません。ただ、先ほども説明したとおり、過去においての床上浸水を床下浸水に被害を治めるためのこういった手法という形で設計されているとは聞いておりますので、100%完全に水が上がって来ないという状況では無いと思っておりますけども、ある程度は抑えながら、その時間的なものを長期に被害が出ないように抑えるための計画でございします。

以上でございます。

3番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

3番（近藤晃一） 確かに大和川貯水池ですから大和川が主体であると、これは良く理解できるんですけども、ただ先程おっしゃいましたように、内水についても取り込んでいこうということですから、安堵町住民といたしましては、いかに長くそこへ水を排出できるか、それによっていかに被害が軽減できるかということが非常に大きな問題になってこようかと思えます。

先程、ポンプの始動のタイミング等もお伺いした訳ですけども、思いますに、やはり国としては極力大和川の水を流し込めるだけの容量は持ちたいという思いはあるでしょうし、安堵町としましては極力町内の内水を流し込みたい、要は内水氾濫を抑えたいという思いがある訳ですけども、その辺のギャップの差と言いますか、それが大きくなった場合に非常に町民としてはジレンマを感じる、せつかく遊水地ができたのにというような思いになってもいけないので、そこだけは非常に危惧するところでもあります。

そこら辺につきまして、しっかりと議論をしていただいて安堵町の住民のためになるような方向にもって行っていただきたいという思いでございますので、よろしく願いしたいと思えます。

それから、今、説明していただいたことによって、笠目地区と窪田地区、それから柿の里地区、これにつきましては岡崎川の水がオーバーフローする、そのオーバーフローした水が内水氾濫を起こしているということですので、その水をポンプアップすることによってオーバーフローしなくなる、だから水害が軽減される、大和川の危険水位までは軽減される、ここは理解できるんですけども、あと1か所、岡崎地区につきましては、岡崎川の水位が上昇することによって岡崎川に流れ込む水路の入り口ですね、フラップゲートと言いますか、水圧で開くようなゲートになっておりますけども、それが岡崎川の水位の上昇によって水圧で開かなくなって岡崎地区に内水氾濫が起きるということでございますけれども、答弁の中では、岡崎地区が上流というところから、下でオーバーフローしなかつたら岡崎地区での水門の流入は可能だ、保てる、という説明でありましたけど、それは何か具体的な数値でもって示されているんでしょうか。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田課長。

まちづくり推進課長（池田佳永） 当初の計画の段階で国より、現状ですね、当初、昭和57年の台風被害による遊水地計画ですので、それを基にしたシミュレーションと水害被害ですね、の範囲と、遊水地ができることによってどこまでの被害を減らすことができます、という形のシミ

ュレーション結果、こちらの方に関しては国の方から提示していただいておりますので、先ほど御質問のありました岡崎地区の水害ですね、フラップゲートが開かなくなるんじゃないかと、そういった話につきましては現状において遊水地が十二分の機能を発揮することによって水位を保つという形の結果を出してもらっておりますので、御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

3番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

3番（近藤晃一） ありがとうございます。今、説明していただきましたように、しっかりと国の方から説明をいただいて、そして担当課の方で御承認をいただいたということでございますので、安心をさせていただいたところでございます。

やはり、先ほども申し上げましたように、いかに貯水池に汲み上げる時間を長くするかによって、安堵町が浸水しない時間が長くなるということでございますので、その辺の国とのせめぎ合いがあるかと思えますけれども、そこはしっかりといろんな形で対応していただきたい、また我々もそこにつきましては、いろんな形でバックアップしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思えます。

それと最後に、本件につきましてはあれですけども、もし不幸にも遊水地が持ちこたえるような雨量を超えて、そして氾濫が発生した場合、それについて危機管理室ではどういう対応をされるのか、それをちょっと最後にお聞きしたいと思いますのでよろしくお聞きいたします。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

自席で結構です。

危機管理室課長（吉田裕一） 危機管理室の吉田でございます。よろしくお聞きいたします。

大和川の水位が遊水地のピークを超え、また氾濫危険水位を超えてきて内水被害がさらにひどく、万が一氾濫した場合に、どのように危機管理室で対策ですね、軽減をする対策を行うかでございますが、その被害の軽減といたしまして、現在の手を緩めることなく、避難のタイミングの早期見極め、災害時要支援者の避難支援を含めた自主防災組織の育成、備蓄や協定による避難所及び避難場所の体制整備、道路冠水の危険区域の注意喚起等に引き続き努めてまいり

ます。

加えて、農地による貯留機能のさらなる活用や雨水貯留浸透施設の検討等、関係各課と連携しながら治水対策にも努めてまいります。

以上でございます。

3番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

3番（近藤晃一） ありがとうございます。氾濫が起きますと、あとは避難しかないのかもしれませんが、極力その避難するまでの、氾濫が起きるまでの期間を長くするような努力をお願いしたい、これは先程から申し上げているとおりでございますし、私の記憶の範囲では40年程前の王寺の水つきにおきましても、葛下川の内水氾濫であったということで、大和川自体はオーバーフローしてないですし、大和川自体がオーバーフローしたような覚えは私としては無い訳でございます。

ほとんどが内水の氾濫によるものということでございますので、やはり先ほど来申し上げているように安堵町の内水をいかに長く流し込めるか、そこにかかっていると思いますので、しっかりとそういう対応をしていただいて、町民の生命・財産、安心・安全を守っていただきたいということをお願いいたしまして、質問については終了させていただきます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） これで近藤議員の質問は終わりますけども、ちょっと行政側からの報告の中でね、私らに示されておるのは、内水の方で完全に堤防を越すということは無い、できない。というのは今まで笠目地区また窪田地区で床上浸水の程度の浸水があった所には、この遊水地を設置することで内水の解決としては床下ぐらいになるであろう、という水量の計算で我々、報告を受けたと思うんですよ。それ、先ほど課長の方からも説明して、完全に岡崎川の内水は岡崎川の堤防を越すことがないということ、これは言い切れないということは我々、以前にも報告を受けておるんですね。

だからその上限を下げてくるということで目的を持っておられることであって、堤防は越すことも、これは雨量によってはあるであろうということの説明を受けてきたはずなんです。それはそういう見解でよろしいですね。

まちづくり推進課長（池田佳永） はい。

議長（森田 瞳） 私ちょっと今日、近藤議員の方の質問をしていただいて我々も再認識されたこと、例えば富雄川とドッキングする所の、要するにバックゲート。岡崎川のね、大和川が戻らない。あれのタイミングの時間を要するにうちの内水の方で岡崎川から入れる時間をそこでセットする、タイミングとしてするという、私ちょっと初めて聞かせていただいて、なるほどなと思ったんですよ、そこはね。いろいろちょっと勉強もさせていただきました。ありがとうございました。

このことにつきましては今回、付託しております委員会のことに、この遊水地の底地の、要するにこれの今後の活用等について、そして今の進捗状況、遊水地のさらなる進捗状況について、国土交通省もいろいろと出入りしていただいているように聞いておりますので、その辺のことについてはより具体的に今、どれだけの進捗で進められておるかということも含んで、今度の委員会にいろいろと質問できる機会があろうかと思っておりますので、近藤議員その辺でまた認識していただいて、質問があれば聞いていただけたらと思います。

よろしいですか。

3番（近藤晃一） はい。

ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 次に、6番 森田裕康議員の一般質問を許します。

6番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

（森田議員 登壇）

6番（森田裕康） 6番 森田です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1点目ですが、「中学生の自転車通学の実施について」。中学校生徒の自転車通学ですが、平日の通学は禁止されていますが、休日のクラブ活動の通学には自転車を使用しています。平日の通学は禁止で、休日の通学は可能であることについて矛盾を感じます。

中学生ともなると荷物も多く、通学路には街灯のない場所もあり、実際に危険を感じるのと

ことです。そのため保護者や生徒からも、なぜできないのかと質問されます。

中学生の安心安全な通学のため、自転車通学が必要と感じますが、自転車通学の実施について、どう考えておられるのか伺います。

2点目です。「通学路点検の実施結果及び対策について」です。本年10月4日に通学路点検が実施されましたが、点検結果について伺います。

次、3点目です。「町の活性化のために地名表示の変更について」。安堵町への移住策及び児童生徒を増やす目的として、現在生徒及び児童のための運動クラブ、文化クラブの活性化を行政及び議会が合同で推進しておられます。

住居表示に関する法律では、「合理的な住居表示に制度及びその実施について必要な措置を定め、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている」と定め、同法第五条は、「街区方式によって住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な、町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない」と定められています。

町内は12地区に分かれています。住所表示は大字東安堵、大字西安堵が大半で、その中に通称名として小泉苑、あつみ台、若草の里、法隆寺柿の里団地、こうじん、新法隆寺があります。法律は、地域に合わせて合理的に表示することを求めています。とてもわかりにくい表示となっています。

安堵町の魅力を発信し、町の活性化をするためにも、現在使用している通称名を使用することが必要だと考えます。通称名への変更について、どう考えておられるのか伺います。

以上です。

議長（森田 瞳） はじめに、「中学生の自転車通学の実施について」、答弁を求めます。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田教育推進課長。

（吉田教育推進課長 登壇）

教育推進課長（吉田彰宏） 教育推進課の吉田です。よろしくお願いします。それでは森田議員の質問にお答えさせていただきます。

安堵町におきましては1小1中の同校区の実態から、特に登校時は児童生徒がともに同様の時間帯に小学校は部団グループ登校、中学校は個別登校ではありますが、互いに寄り添い、支

え合いながらの徒歩通学を学校現場の願いも含めて、安心安全の観点から基本としております。

ただ、安堵中学はこれまで、休日等の部活動、対外試合等で町外等、広範囲に動く場合は特例として認めております。これは、最寄り駅が学校より遠いこと、小学校校区と中学校校区が重なる安堵町独自の経緯がございます。それゆえ、中学校では4月に入学後、自転車点検を実施し、保険加入やヘルメット着用を周知いたしまして、許可車にシールを貼る等の安全対策を講じております。

次に、防犯等の観点での自転車通学の是非につきましては、距離の長短だけでは推し量れない側面もあり、小学校の児童への関連性も生じます。中学校では、日没時間等を考慮いたしまして最終下校時刻を季節により変更して工夫をしています。

また、登下校時の学習用具、荷物の過重の問題につきましても、これまで議会でもお答えさせていただいたように、小中学校ともに学校での置き本・置き学習用具の工夫を柔軟に対応するように努めております。

今後も徒歩通学を町立小中学校の基本としたいとの認識でございますので御理解賜りたいと考えています。

以上でございます。

6番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

6番（森田裕康） 私は10年前に安堵駐在所の方に赴任して来まして、その当時の学校関係者からですね、70台の自転車の置き場が不足しているから、その70台の自転車の置き場を整備していただければ自転車通学は可能です、というようなことをお聞きして、その当時の議員さんや行政の方をお願いして、できたという返事をいただきました。

ところがその後、できたということを確認してませんけども、中学校の方からは、当分このままでいく、自転車通学はしないですよ、ということをお聞きしました。その後、毎年毎年ですね、保護者の方から、なんでできないのやと。中学校の方へ言いに行ったのかどうかは、私は確認はしてません。だけど未だに自転車通学をしていただけない。特に女子生徒の保護者の方は強く希望しておられます。

一度ですね、保護者の方とか生徒にアンケート調査をすとか、希望の有無を調査するとかいうことをしていただいでですね、もしそれでできないというのであれば生徒さんや保護者の方も納得するのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 自席より失礼します。従前より一般質問、学校関係に係る一般質問につきましては、学校と情報共有はしてございます。今回の一般質問の件につきましても、学校現場にはお伝えさせていただきます。

基本的に学校運営につきましては、学校現場の意向を尊重したいと考えておりますので、御理解の程よろしく申し上げます。

以上です。

6番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

6番（森田裕康） 毎朝皆さん見守り隊とか、安協の方立っていただいておりますし、中にはボランティアで見守り隊ということまでしていただいている方もおります。でも、夕方になりますとですね、その方も時間帯が違うので、すれ違いになると思うんですけども、役場の方には1台か2台、青色パトロール車というものがあると思うんですけども、職員の方に負担は掛けると思いますけども、10分でも20分でも各部署協力して回っていただくということはできないでしょうか。そうするとですね、行政側が。

議長（森田 瞳） 森田議員、ちょっと待ってください。

6番（森田裕康） はい。

(正午のエルラド放送)

議長（森田 瞳） はい。どうぞ。

6番（森田裕康） ということで、今のところは自転車通学はできないけども、行政側としても努力をしていますよという姿を見せていただくとか、また私らの警察の後輩に対しても、こういうことやから回るようにということで、私の方からも申し上げますけど、また行政の方からも警

察の方にそのようなお願いもしていただくということではできないでしょうか。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 青色パトロールにつきましては以前、数年前ですけれども、不審者情報等あった場合、パトロールで回っていた経緯がございます。今後もまたその下校時間の安全性とかを考えまして、ちょっと危機管理室の方が青色パトを持ってございますので、そちらの方と連携をしまして、定期的に回る方向で考えていきたいと思っております。

以上です。

6番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

6番（森田裕康） ありがとうございます。前向きに対処していただきたいと思いますが、またアンケート調査等、調査についても御期待しておきますので、よろしく申し上げます。

本件については終わります。

議長（森田 瞳） はい。

一般質問は途中なんですけれども、ちょっとお昼に掛かってきましたので森田議員、申し訳ございません、午後から一番で引き続きお願いできますか。

6番（森田裕康） はい。

議長（森田 瞳） 時間止めてください。

残時間48分10秒でよろしくお願いいたします。

それでは暫時休憩いたしまして、1時開会の予定でいたします。

休 憩 (午後12時04分)

再 開 (午後12時58分)

議長 (森田 瞳) 全員お揃いでございますので、休憩に引き続き再開いたします。

森田議員の一般質問、途中でございました。誠に申し訳ございません。最初の、「中学生の自転車通学の実施について」、この辺は大体、話、何か追加で。

6番 (森田裕康) はい、議長。

議長 (森田 瞳) はい。どうぞ。

6番 (森田裕康) それですね、ちょっとお聞きするの忘れてんけども、教育長の御見解というのを御意見もちょっとお伺いしたいなと思うんですけども、教育長よろしいでしょうか。自転車通学につきまして。

教育長 (辰己秀雄) はい、議長。

議長 (森田 瞳) はい。教育長。

自席で言ってください。

教育長 (辰己秀雄) 森田議員のおっしゃる思いというのも承っておりますけれども、先ほど午前中ではございましたが、課長が申し上げましたとおり、最終的には学校現場の、これまでの歴史的な経緯や生徒会あるいは保護者、そして最終的に学校のいろんな判断に基づくこれまでの経緯がございますので、現状におきましては基本的には徒歩通学を基本とするという形で教育委員会の方も了承してまいった、ということでございます。

以上でございます。

6番 (森田裕康) はい、議長。

議長 (森田 瞳) はい。森田議員。

6 番（森田裕康） ありがとうございます。またこれからも同様のお願いが多分、保護者や生徒からも上がると思うんですけども、その時また検討していただきたいと。毎年のことになると思いますけども、よろしくそこは検討をしていただきたいと思います。

以上です。この質問に関しては終わらせていただきます。

議長（森田 瞳） はい。次に、「通学路点検の実施結果及び対策について」、答弁を求めます。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田教育推進課長。

（吉田教育推進課長 登壇）

教育推進課長（吉田彰宏） 教育推進課の吉田です。よろしくお願いします。それでは森田議員の質問にお答えいたします。

去る10月4日に、学校や子供たちの登下校の見守りボランティアの方々等からの危険場所の情報提供によりまして、交通安全・防犯・防災の3観点及び特に大型車の進入が多い場所、ヒヤリハット事例があった場所、保護者や地元住民等からの改善要請があった場所等も含めまして、町内の関係部局、危機管理室・都市整備課・子ども家庭推進室、外部からは西和警察、郡山土木、また、奈良県通学路等安全対策協議会のメンバーである奈良県教育委員会と連携いたしまして、安堵町通学路安全点検を行いました。

危険箇所の安全対策等につきましては昨年度に、奈良県知事の主導のもと発足されました、奈良県通学路等安全対策協議会からの改善策の提案を踏まえて対策することとなっており、現在、協議中ではありますが、対策がまとまり次第、順次対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、対策に時間を要する箇所等につきましては、各種関係機関、学校・交通安全母の会・警察・見守りボランティア等による見守り強化を講じております。

以上でございます。

6 番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

6番（森田裕康） 点検箇所ですけれども、主だった点検箇所ですが、それを教示していただきたいと思えます。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 自席より失礼します。令和4年度、点検箇所5件ございました。まずはじめに、東安堵周辺の道路。踏切付近です。こちらはあつみ台の児童がよく通られる箇所でございます。2番目といたしましては、駐在所から井上カーサービスまでの通路。こちらも道路の幅が狭いということで危険であるということで点検を行いました。3点目につきましては、西安堵の児童が通る、小学校周辺までの道路ということで、安堵鍼灸院から南に向いて、小学校の西側の道路も対策を行いました。次に、4点目といたしましては、柿の里団地の東西を走る、車がスピードを出して来る、通り抜けということでそちらの箇所も危ないということで点検を行いました。最後、5点目ですけれども、かしの木台の西名阪高架周辺道路、こちらも窪田の児童、かしの木台の児童が通るということで、歩道の方がちょっと狭いということで、そちらの方も点検を行いました。

以上です。

6番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

6番（森田裕康） ありがとうございます。なお、この結果とか対策につきまして、時間が掛かると思うんですが、全て終わって県の方の対策も終われば広報紙等にも掲載されると思うんですが、町の費用で難しい所は県の方に、県の方も調査にひとつ絡んでますので、県の方で費用を出してもらおうという要望なんかについては、どう考えておられるのでしょうか。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 今、捉えてますのは、町道に関しましてはうちの、町の予算では考えてますけれども、その部分に関しまして県の補助があるというのは、ちょっとなかなか。そのメニューにあったという補助金というのがなかなか、従前よりなかなか無いというのを聞いてますので、ある程度は町の方の予算で対応という形にはなると思います。

以上です。

6番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

6番（森田裕康） ありがとうございます。ところがですね、私の私見ですけども、やはり県が嚙んでいたら県費を出していただくというのも一つの方法かなと思います。無理かもしれませんが一度やってみるのも一つの方法かと思います。

通学路点検につきましての質問はこれで終わりにします。

議長（森田 瞳） はい。次に、「町の活性化のために地名表示の変更について」、答弁を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 総合政策課 富士です。森田議員の「町の活性化のために地名表示の変更について」、の御質問にお答えさせていただきます。

安堵町内の地域におきまして、現に住民の皆様は通称名で呼んでおられ、それが広くなじんでいるところでございます。通称名を使うことで地理的にわかりやすいという長所もあり、通称名による地域対抗の安堵町民体育祭も開催されております。このように町の活性に繋がっている部分もあると言えます。

しかしながら、住居表示を変更することは住民の皆様のご理解と合意が必要で、また様々な面において御不便やお手数を掛けると考えられ、行政が一方的に実施するものではないと認識しております。

住居表示に関することは、住民課が担当ですので、住民課長から答弁させていただきます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田住民課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） 住民課 増田でございます。よろしくお願いいたします。森田議員の質問にお答えいたします。

本町の住所につきましては、住居表示を実施しておらず、居住される住宅の土地地番により住所としております。しかし、本町においては、住所とは別に通称名が長年利用されており、この通称名を基に自治会やごみ収集の地区分け等、生活に深く浸透しています。

住居表示は、これらの課題を解決するため、土地の地番とは別に、一定の方式で街区符号や番号を付けて、その番号で住所を表示することを言います。住居表示に関する法律第3条では、「市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない」と規定されています。この規定中の市街地とは、人口密集地を指すもので、安堵町においてはこれに該当する地域はなく、法律上、住居表示が必要な地域ではないと解されます。

本町では、かしの木台のみ土地区画整理事業により土地地番が整理されていますが、それ以外の地域では、東安堵・西安堵・窪田・岡崎・笠目の大字ごとに旧来の土地地番が使用されています。このため、東安堵地内のあつみ台や小泉苑、また東安堵と西安堵にまたがっている柿の里や若草の里では、わかりやすい住居表示に変更して欲しい旨の声もありました。

このような意見もあって、平成23年度から24年度にかけて町議会で住居表示検討特別委員会を設置されて検討を重ねていただいた結果、住居表示の実施は困難であるとの結論に達した経緯もございます。

住居表示を実施することで、土地地番と関係なく整理された住所が表示されることにより、郵便の誤配送が減少する等のメリットがある一方で、住居表示実施後には住民の皆様にも多くの手続きが必要になることや、実施に係る予算が必要となる等のデメリットもあります。

従いまして、法律を踏まえて、住居表示の条件に該当するような時期がくれば検討いたしますが、現状ではこれまでの大字名や地番が一般的であることから、現在の方法で継続していきたいと考えております。

以上でございます。

6番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

6番（森田裕康） 私、来てから10年になりますけども、本当にわかりにくい。最初は慣れるのが大変でした。要するに警察や消防でもその理解に苦しむ時が、苦しむというか、わかりにくいところがあるんですよね、ですからそういう関係団体に対してですね、やっぱりこう宣伝とかPRとかですけども、知らしめていただきたいんですけども、それについてはどうお考えでしょうか。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。住民課長。

住民課長（増田篤人） 自席より失礼いたします。旧来より大字とは別に通称名で自治会等がすでに存在しておりますので、その資料等でわかりにくい方、特に緊急通報の時にわかりにくいとおっしゃるのであれば、資料等で御理解をいただくように提供していきたいというふうには考えています。

6番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

6番（森田裕康） 本当に、初めて来た人とかは、わかりにくい部分がありますので、これからも町の発展のためにですね、住みやすいまちづくり、住みたいまちづくりのために必要だと思いますので、また考えていただいて、施策の一つとしてこれからも検討していただきたいと、そういうふうにあります。

この質問を終わらせていただきます。

議長（森田 瞳） これで6番 森田裕康議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続きまして、7番 浅野議員の一般質問を許します。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。浅野議員。

（浅野議員 登壇）

7番（浅野 勉） 議席番号7番 浅野勉でございます。本日の質問事項。「奈良県自転車条例について」。1、第5次安堵町総合計画の基本施策15に生活安全対策の充実として交通安全の推進が示されています。まず、この自転車条例につく前に、お尋ねしたいのですが、過去の年間交通事故発生件数についてお伺いしたいと思います。

2番目、自転車は利便性のある交通手段ですので、年齢を問わずに乗用されています。しかし交通法規を守ることや乗り方を誤れば大きな事故につながります。それに対して県の方では、令和元年10月15日、奈良県自転車条例が公布されました。担当課としてこの条例をどのように捉え、安堵町でどのように啓発・推進していくのかお伺いいたします。

③その後、令和2年4月1日に、奈良県自転車条例の第十二条から十五条に規定が追加されました。新たに追加された規定につき担当課としてどのように捉え、啓発・推進されるのかお伺いいたします。

4番、安堵町の交通安全施策として、県内各地で実施されていますスタントマンによる自転車安全講習会を町のイベントとして開催することはできませんか、お伺いします。

大きな2番になります。①小学生自転車教室が、第5次総合計画の基本施策に表記されていますが、この教室の開催内容等についてお伺いします。

②交通安全子供自転車奈良県大会が毎年、県内各地で実施されていますが、安堵町の参加状況についてお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

議長（森田 瞳） それでは、「奈良県自転車条例について」、答弁を求めます。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田危機管理室課長。

(吉田危機管理室課長 登壇)

危機管理室課長（吉田裕一） 危機管理室の吉田でございます。よろしくお願ひいたします。浅野議員の質問についてお答えいたします。

大きな質問の1の、一つ目でございます。過去の年間交通事故発生件数でございますが、過去5年間の安堵町内の発生件数を申し上げます。平成29年19件、平成30年10件、令和元年17件、令和2年12件、令和3年15件となっております。そのうち、自転車に関連する事故件数は、平成29年2件、平成30年1件、令和元年4件、令和2年2件、令和3年2件となっております。

続きまして、2番目の、奈良県自転車条例の公布を捉え、どのように啓発・推進していくか、でございますが、町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、県・住民及び関係団体と相互に連携を図りながら協力し、自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を進めます。

具体的には、現在、役場にて啓発パンフレットの設置を行っておりますが、改めて重要性を再認識し、町のホームページや広報紙等においても、自転車条例の広報、啓発を進めてまいります。加えて、町内の小・中学校にもポスターやパンフレット等を配布し、利用者への呼びかけを行ってまいります。

次に、三つ目の、令和2年4月1日に施行されました自転車条例第12条から第15条の規定をどのように捉え、啓発・推進していくか、でございます。この主な規定の内容は、「65歳以上高齢者の自転車乗用中のヘルメット着用義務」、それと「自転車所有者の損害賠償責任保険等の加入義務」でございます。これにつきましては、令和2年3月号広報におきましても周知をいたしております。

去る9月26日に、誠に遺憾ながら窪田地区の方で、70歳代の男性の自転車死亡事故が発生いたしました。事故現場の交通安全対策はすでに実施いたしましたが、ヘルメットを着用していれば命は助かったかもしれません。先の答弁でも申し上げたように、自転車の安全で適正な利用の促進の重要性をさらに認識いたしまして、多様な啓発・推進をしております。

四つ目の、スタントマンによる自転車安全講習会の開催ができるか、でございますが、議員仰せのとおり、県内各地でも実施されており、JA共済が全国で展開しています取組であります。警察と協力して全国の中学校や高校で教室を開催しております。この、スタントマンによる自転車講習会は、リアルな交通事故再現をすることで啓発効果が上がりまして、交通事故の抑制となると考えます。事例を参考に町の教育委員会、西和警察署、関係機関と協議して検討してまいります。

次に、大きな質問の2の一つ目でございます。総合計画における小学生自転車教室の開催内

容等でございますが、町の交通安全協会及び母の会が、小学校3年生を対象に毎年「小学生のための自転車教室」を11月頃に開催しております。令和2年度からはコロナ禍の影響で中止をしておりますが、今後はこの教室を引き続き実施予定としております。内容といたしましては、西和警察署から講師を派遣いただき、「講話」と実際の自転車に乗った「自転車の正しい乗り方」を指導していただいております。

二つ目の、交通安全子供自転車奈良県大会の参加状況でございますが、安堵町の参加実績は今のところございません。本大会は、奈良県警及び県の交通安全協会が共催しており、交通法規や自転車の安全な乗り方等の知識を問う学科テスト及び自転車の乗り方や熟練度等を競う実技テストが行われ、県教育委員会や管轄警察署を通して各小学校へ勸奨を行っております。令和2年度以降は、コロナ禍で中止をしておりますが、令和5年度は開催予定としております。今後、町といたしましても参加を呼びかけていきたいと考えております。

以上でございます。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉田教育推進課長、何か答弁ございませんか、この辺について。

よろしいですか。

そしたら浅野議員どうぞ。

7番（浅野 勉） 御答弁ありがとうございました。只今、奈良県のその自転車条例につきまして、65歳以上高齢者の自転車乗用ヘルメット着用は努力義務ということになっておりますので、またその確認よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、質問なんですけども、自転車所有者の損害賠償責任保険等の加入状況なんですけども、担当課としてその状況、掴んでおられますか。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

危機管理室課長（吉田裕一） 自席から失礼いたします。奈良県の自転車保険の加入率はどれぐらいか把握しておるかという御質問でございます。申し訳ございませんが現在、数値は把握しておりませんので、早急に調べてまた御報告をさせていただきます。

以上でございます。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） 私の方で調べた統計についてお話をいたしますが、この自転車所有者の損害賠償保険の加入につきまして、損保ジャパンの統計によりますと、まだ約60%ということ聞いております。ということは40%がこの保険に加入していない。もし何か、加害者になった場合は自己責任ということで、また補償等の心配がありますので、この数字も是非今後の啓発に加えていただいたらどうかと考えております。

先ほども、中学生の自転車のお話、出ていたと思うのですが、中学生の場合は学校指定のヘルメットも被っております。そしてまた学校の自転車登録もされています。保険の加入は絶対ということで、ですので今、一番、100%は中学生のクラブを持っておられる人たちなんだなということで、一応この場で報告をさせていただきます。

続きまして、質問に移ります。自転車に関する事故のうち、重大な事故に繋がったものは把握しておられますか。またその年齢層についてはどうなっていますか。お伺いいたします。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

危機管理室課長（吉田裕一） 自転車に関連する事故は、奈良県警察が令和3年度実績を公表しております。自転車乗用中の死傷者の状況は奈良県全体で493人となっております。そのうち死者及び重傷者は110人となっております。また年齢層を見ますと、0歳から19歳までが全体の26%、20歳から59歳が31%、60歳以上で43%となっており、60歳以上の高齢者が約4割を占めております。

なお、安堵町内におきましては、令和4年9月に死亡事故が1件発生しております。

以上でございます。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） 只今、60歳以上の高齢者が約4割ということですので、やはりこの方もまた啓発の重点施策になるかなと思いますので、その件もよろしくお願ひしたいと思います。

続いて質問いたします。自転車歩道通行している場合がありますが、通行区分はどうなっているのか。また罰則規定についてお伺ひいたします。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

危機管理室課長（吉田裕一） 自転車につきましては道路交通法上、原則歩道通行することはできません。また例外を除いて、歩道通行した場合には車道通行違反により3月以下の懲役または5万円以下の罰金になります。

以上でございます。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） 自転車は軽車両と言いましても、随分厳しい罰則規定があるようです。通行区分を間違えますと3月以下の懲役または5万円以下の罰金になります。今、例外ということをお話し願ったんですけども、最近、自転車利用について緩和措置が取られたと聞いております。それについて伺ひます。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

危機管理室課長（吉田裕一） 先ほど申しました、例外的に歩道通行できる場合とは四つございます。一つ目は、歩道に「自転車通行可」の道路標識等がある場合、二つ目は、歩道に「普通自転車通行指定部分」の道路標識がある場合、三つめは、運転者が13歳未満の児童・幼児、70歳以上または身体障害者である場合、四つ目は、歩道通行することがやむを得ないと認められる場合とされております。

以上でございます。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） 先ほど自転車事故の年齢層の中で、60歳以上が4割を占めるとお聞きしましたが、3番目の緩和事項です。運転者が13歳未満の児童・幼児、または70歳以上という条文の改正がありました。ですので70歳以上の高齢者は歩道を通れるという措置が取られておりますので、これは高齢者にとりまして、一つの緩和措置なのかなと思います。

私も自転車に乗っておるんですけども、車道を走行の際、バックミラー等があればやはりそれも安全な通行に繋がるかなと思いますので、そういうところもまた奨励を進めていただいたらありがたいかなと思っておりますので、また啓発の必要性についてよろしくお願ひしたいと思います。

小学生自転車教室の件ですが、3年生という対象学年ではなく、広く保護者への講習や啓発を行ってはどうですか、お伺ひいたします。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

危機管理室課長（吉田裕一） 保護者にも重要性を認識していただくため、パンフレットを配布する等、資料の収集及び啓発に努めてまいりたいと考えております。また、中学校の技術の教科書にも「自転車の点検と調整」の実習例が掲載されております。これらを参考にいたしまして、保護者の方にも御協力いただきながら、家庭での安全指導もお願ひしたいと考えております。

以上でございます。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） 軽車両ではございますが、乗用の際は始業点検が必要かなと考えております。保護者の技術等も必要になってまいりますので、ブレーキシューが減ったとか、ハンドルが緩くなっているとか、そういう所を保護者の方で確認をしてもらうように、また啓発等よろしくお

願いたいと思います。

それと、町内でも外国人の自転車による住宅の壁の破損事故を起こしたというのを確認しておりますが、我が国の交通ルールに詳しくない在留外国人に対する対策はどのように考えておられますか、お伺いします。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

危機管理室課長（吉田裕一） 外国人に対する、外国語で書かれた啓発、パンフレット等をまた資料収集に努めまして、それらを基に啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） 最近のことですけれども、町内の道路標識の中にピクトグラム、絵文字が見受けられるようになりました。やはり外国人の方たちも、文字ではなくてそういう絵文字を見ながら交通安全に寄与してもらおうという、そういうピクトグラムで表示というのも、今後ともまた広めていただけるようにできれば、ありがたいなと考えております。

ともかく、自転車を安全に走行するためには、いろんな規制がありますので、今後ともその啓発につき、担当課で御努力いただくようお願いをいたしまして、私の今日の質問を終わります。

以上です。

議長（森田 瞳） はい。これで7番 浅野議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 次に、1番 松田議員の一般質問を許します。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

（松田議員 登壇）

1 番（松田 勝） 議席番号1番 松田勝です。本日、二つの一般質問をさせていただきます。

「1. 文部科学省が2021年に実施した不登校調査について」。文部科学省は全国の学校を対象に2021年度に実施した「問題行動・不登校調査」の結果を公表しました。不登校と判断された小中学生は24万4,940人、いじめの認知件数は小中高合わせて61万5,351件となっています。この件数は過去最多となっています。安堵小学校、中学校における実態及び今後の対策について伺います。

「2. 第5次安堵町総合計画での基本施策18 多様な交流と移住・定住の促進について」。平成24年度の「第4次安堵町総合計画」に引き続き、令和4年度からは「第5次安堵町総合計画」が策定されたところです。その中の基本施策18の多様な交流と移住・定住の促進について次の3点について質問をいたします。

①イベントの年間延べ参加者数を令和8年度12,000人を見込まれていますが、計画されているイベント数とそれぞれの参加者数の見込みはどのように想定されているのか。

②U・J・Iターンによる移住・定住を促進するための経済的負担を軽減するための制度とは具体的に何があるのか。

③結婚を希望する若者等に対し、県等が実施する結婚支援事業の情報を提供するとあるが、具体的にはどのような情報があるのか。

以上2点でございます。

議長（森田 瞳） はじめに、「1. 文部科学省が2021年に実施した不登校調査について」、答弁を求めます。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田教育推進課長。

（吉田教育推進課長 登壇）

教育推進課長（吉田彰宏） 教育推進課の吉田です。よろしくお願ひします。それでは松田議員の質

間にお答えします。

文部科学省が全国の学校を対象に行いました2021年度の「問題行動・不登校調査」の結果は、過去最多の件数であったと承知しているところでございます。安堵町での小・中学校における実態でございますが、毎月実施しております安堵町校園長会におきまして、問題行動また不登校児童・生徒については、定期的に学校現場・教育委員会事務局間で1か月ごとに情報を共有しているところでございます。

また、今後の対策についてでございますが、町内には1園・1小・1中しかございませんので、常に、問題行動・不登校事案の情報共有を行い迅速な対応を進めておりますので、議員が心配していただいています重大な事案は現在、発生しておりません。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 現在ですね、安堵小学校及び中学校におけるこの種の発生状況については把握は、されておりますか。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 自席より失礼します。件数でございますけれども、まずはじめに小学校のいじめ認知件数につきましては、令和2年度が11件、令和3年度が15件、前年と比べまして4件の増加となっております。次に、中学校におきましては、令和2年度が0件、令和3年度が3件で、3件の増加となっております。

次に、不登校の人数でございますけれども、まず小学校が、令和2年度が0人、令和3年度が3人で、3名の増加となっております。次に、中学校は、令和2年度が3件、令和3年度が4件で、こちらも1件の増加となっております。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 現在、数値の方、明らかにしてもらったんですが、若干増えている程度という解釈になるかと思えますけれども、その発生のですね、原因というのは明らかになっているのでしょうか。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 不登校につきましての原因というものは、主に家庭、本人に起因するものや、学校生活、教職員に起因するもの等が考えられます。いじめにつきましては、小学校におきましては、嫌なことを言うとか、ちょっと叩いたりすることとか、中学校におきましては、スマホを持っている生徒が多いということで、SNSを利用したいじめ的なものがあると、現場からは伝えてもっております。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） いろんな原因が考えられるということですが、これらについてはその都度解決を図っておられるという理解で良いのでしょうか。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 先ほど件数、示させていただきました。いじめの認知件数、増加ということになっておりますけれども、教職員が児童生徒、保護者等と面談を行いまして、もう、いじめの認知件数につきましては、重大な事案ではないということで解決しております。

次に、不登校の児童生徒につきましては、こちらの対応策といたしましては、担任教員等が定期的に家庭訪問、家庭への電話連絡等を繰り返す等して対応を密に行っている状況でございます。

ます。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） ということは、その都度解決は図られているということで良いんですね。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

教育推進課長（吉田彰宏） いじめ件数につきましては、重大な事案は解決はしております。不登校に関しましては、今現在も不登校の児童生徒はおられますけれども、家庭との連絡とかスクールカウンセラー等の活用により、授業をちょっとでも来れるようになっている生徒は、例えばイベント等にも参加できるとか、そういう生徒が、なってきたというのは現場から報告を受けております。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 今現在、新型コロナの影響ですね、いろんな状況があるとは思いますが、今回のこの不登校の中にですね、コロナ禍での影響ということは考えられているのでしょうか。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

教育推進課長（吉田彰宏） コロナが発生して陽性になられた児童生徒というのは、毎日ですけども

小中学校から報告を受けます。その内容といたしましては、いつまでの自宅待機期間ということで、陽性者であれば7日間自宅待機ということで、それで1週間たって登校可能になるので、その都度都度その児童生徒が来られるかということをお小中学校の方に確認を受けており、コロナによって不登校になった事例は無いです。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） ということは、コロナの影響は今現在は無いということで判断をいたします。

あとですね、先ほどもいろんな問題が出されてるんですけども、まず、問題行動というのは、いろいろ種類があると思うんですね、例えばいろんな解決を今まで図ってこられたとは思いますが、その問題行動というのは、こういう規定がされているよ、というような項目というのはあるのでしょうか。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 問題行動というのは一般的に、いじめ、暴力、長期欠席、自殺等が問題行動に区分されます。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） この問題行動によって極端な被害があったというようなことはありませんか。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

教育推進課長（吉田彰宏） その問題行動によって極端な被害というのは、今のところ学校現場からは聞き及んでおりません。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） あとですね、不登校の方にもいろんな原因が考えられるとは思いますが、その辺の原因については何か把握されているというところはあるのでしょうか。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 不登校の理由、児童生徒様々ではございますが、情緒的に不安定な児童生徒、身体的にしんどいとか、心理的にしんどいという児童生徒が存在すると聞いております。
以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） あと、先ほどもお話がありました、SNS うんぬんの話がありましたけれども、例えばパソコンであるとか、スマートフォンを利用した嫌がらせ等は現在、発生しているのでしょうか。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 現場から報告を受けてございますのは、単発的な事案の報告自体はあり

ましたけれども、継続的な対応が必要な事案は無いと現場から聞いております。

以上です。

1 番 (松田 勝) はい、議長。

議長 (森田 瞳) はい。松田議員。

1 番 (松田 勝) 様々な問題行動であったり、不登校の問題というのはあるんですけども、先程からある程度のね、解決策についてもお示しをいただいている訳ですけども、さらに具体的にこういう問題が発生した場合には、例えばこういう対応の仕方という、何か決め事というのはあるんでしょうか。

教育推進課長 (吉田彰宏) はい、議長。

議長 (森田 瞳) はい。課長。

教育推進課長 (吉田彰宏) 特に決め事はございませんが、問題行動・不登校対策といたしまして従前より学校の方にスクールカウンセラーという者を配置しております。月4回、小学校に2回、中学校に2回ということで、そこで相談体制を、それプラス、スクールソーシャルワーカーにつきましても、県の方から15日間、協力していただいております。

以上です。

1 番 (松田 勝) はい、議長。

議長 (森田 瞳) はい。松田議員。

1 番 (松田 勝) 今おっしゃったスクールソーシャルワーカーの「15日」というのは、1か月に15日ですか。

教育推進課長 (吉田彰宏) はい、議長。

議長 (森田 瞳) はい。課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 年間15日です。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1番（松田 勝） それは、こちらから依頼をした時に来ていただくというのが、考え方としてはそういう考え方になっているのでしょうかね。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 県の方より15日という配分というのが、枠が示されまして、その方が教育委員会に來られて、あとはそのソーシャルワーカーの都合により何曜日、何曜日というスケジュールを小中学校と調整しているという状況です。
以上です。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1番（松田 勝） いろいろお聞かせ願ってですね、状況としては安堵小学校・中学校では極端な傾向にはないというふうには判断できるかと思います。とにかくですね、今現在、月1回の調査というのか、聞き取り調査をやられているということもありますから、それはそれで継続をしていただくとして、それ以外にですね、やはりこまめな情報収集をやっぱりやっていると、特に先生方が気になる場所というのは、やっぱりある程度出てくると思うんですね、ですからそういう時に、すぐに何か問題あるかないかというのをやっぱり現場の中でね、とりあえずいろんなことをやっていただくというのが第一になりますので、その辺、今後ともですね、指導の方も含めてですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

この、不登校調査については以上で終わります。

議長（森田 瞳） はい。時間止めてください。

只今、松田議員の途中でございますけれども、2番に移る前に、只今1時50分でございます。2時まで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後1時50分)

再 開 (午後2時00分)

議長 (森田 瞳) 休憩前に引き続き、再開いたします。

松田議員、途中で相すみませんこととでございます。続けていきます。

次に、「2. 第5次安堵町総合計画での基本施策18 多様な交流と移住・定住の促進について」、答弁を求めます。

まちづくり推進課長 (池田佳永) はい、議長。

議長 (森田 瞳) はい。池田課長。

(池田まちづくり推進課長 登壇)

まちづくり推進課長 (池田佳永) まちづくり推進課の池田です。よろしくお願ひします。松田議員の1番「イベントの年間延べ参加者数を令和8年度12,000人を見込まれていますが、計画されているイベント数とそれぞれの参加者数の見込みはどのように想定されているのか」の御質問にお答えいたします。

当該、第5次安堵町総合計画は令和2年度から3年度にかけて計画され、令和4年3月に制定されたものでございます。

計画作成当時は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行する前のことで、当時、春は、安燈会主催「安堵桜まつりと夢あかり」で2,000人、夏は、安燈会主催「広島大仏あんど祈りのつどい」で2,000人、安堵町商工会主催「安堵町ふれあい盆踊り大会」で3,000人、秋は、安燈会主催の「あんど芋煮会」2,000人、安堵町・安堵町農業委員会主催「産業フェスティバル」3,000人の五つの観光・交流イベントを想定して作成されたものでございます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 2番の方も続いてください。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 総合政策課 富士です。よろしくお願いします。松田議員の、大きな2番目の質問のうち、②の「U・J・Iターンによる移住・定住を促進するための経済的負担を軽減するための制度とは具体的に何があるのか」についてお答えさせていただきます。

奈良県移住サイト「市町村支援」において、各市町村の施策が紹介されています。安堵町における移住・定住に関する経済的支援といたしましては、本町へ転入または町内で転居するために3万5,000円以上の家賃が生じる場合、1世帯あたり月額1万円の補助金を15か月を限度として交付する制度がございます。補助対象世帯は、世帯主及び世帯員の中に概ね50歳までの生産年齢層の方がおられることを条件としています。

その他、奈良県が実施している移住支援金交付事業があります。これは、東京都・埼玉県・千葉県及び神奈川県圏の東京圏で通算5年以上住み、東京23区内に通勤していた者等が、移住支援金実施をする奈良県内市町村に転入した場合、支援金を支給するという制度です。安堵町は当該支援金実施団体であり、奈良県と共同で行っています。本町への移住・就業・起業等される方を対象に、二人以上の世帯の場合には100万円、単身者の場合は60万円を移住支援金として支給します。ただし、3年未満の間に安堵町外へ転出または申請日から1年以内に就業要件を満たさなくなった場合には全額返還していただくことになります。

以上です。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。藤岡課長。

（藤岡子ども家庭推進室課長 登壇）

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） 子ども家庭推進室 藤岡でございます。よろしくお願いいたします。それでは松田議員の③の「結婚を希望する若者等に対し、県等が実施する結婚支援事業の情報を提供するとあるが、具体的にはどのような情報があるのか」という御質問にお答えいたします。

県が主催する結婚支援事業ですが、結構を希望されている独身の皆様を応援する企業や店舗、団体等で構成されております「なら結婚応援団」として設立され、出会いの場を提供したり、結婚に向けての自己のスキルアップ等を目的としたセミナー等のイベントを開催いたしております。

イベント案内やパンフレット、チラシ等があれば窓口に設置し、情報提供を行っているものであります。

以上であります。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 先ほど回答をいただきましたイベントの計画ですけれども、これ「安燈会」と書いて「あんとうえ」でしたね、確か。ということで、「あんとうえ」ということでよろしくお願ひします。

先ほどの説明にありましたけれども、私が言いたいのは、いわゆる安燈会主催のですね、イベントというのはすでに無くなりましたよと。それを計算すると約6,000人の減となります。1万2,000人を見込んでおられるということは、計画的にすでに半減するということになる訳ですけれども、多様な交流と移住の促進に向けたイベントということに関して言えば、人数的に半減してしまうということで、計画そのものを見直す必要があるのではないかというふうに思いますけれども、そういったイベントの計画について、さらに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

まちづくり推進課（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田課長。

まちづくり推進課（池田佳永） 自席より失礼いたします。町といたしましては現在、観光・交流イベントの回数ですね、こちらの方に関しては新型コロナウイルスのこともございますし、先ほどちょっとお話のありました、安燈会の方の団体の解散ということもあり、減少してはおります。

ただ、未だ衰えていない新型コロナ感染症の拡大防止に対応した方法や規模ですね、内容等も当然見直す必要があるとは思っておりますので、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 今後見直すということですが、イベントの計画、例えば1万2,000人、令和8年度に1万2,000人やったかな、1万2,000人を計画しますよ、ということですが、それはイベントの数、人数も含めて再検討するということになるんですかね。

まちづくり推進課（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。課長。

まちづくり推進課（池田佳永） 先程申しました1万2,000人というのは、安堵町総合計画ですね、こちらの方で立てた計画でございますが、当時、安堵町としてもこれを目標に立てさせていただきました。ただ、この計画自身は当然、長期計画ではございましたので、町としてもそこまでの観光を見据えた計画でございましたが、今の段階で、コロナウイルスですね、こちらの方の脅威が未だ衰えていないという状況で、全ての条件を同じようにクリアするのは難しいと考えております。

よって、1万2,000人という人数自身を見直しをするべきか、回数を見直しするべきか、それも含めて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 私が申し上げたいのは、コロナの影響は当然あるでしょうと、まず。その前提に立ってなおかつですね、元々の計画、安燈会で6,000人を確保していたのが、それが無くなりますよと。そやから無くなった時に、さあどうしましょうか、という話ですから、例えば、この分はもうマイナスで見込んで計画します。と言うのかね、いやいやこの分をどこかでカバーするために、こういう新しいイベントを計画します。と言うのかね、やっぱりその辺りをは

っきりしていただきたいなというふうに思うのですけれども

まちづくり推進課（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田課長。

まちづくり推進課（池田佳永） はい。松田議員のおっしゃることも重々わかっては、おるのですけれども、町といたしましても当然、交流を含めて観光イベントという形に、町外からですね、新たな方に参加をしていただくということは当然、そのコロナという病気自身ですね、こちらに関しても町民の接触を増やしてしまうという心配も当然あります。未だ、この時期にもまた第8波ということで、新たに感染者の方が拡大しているという状況で、安易に人数を増やす、もしくは回数を増やすという、そこまでの検討はまだ難しいかと思っております。

ただ、現状においては、この中で、ふれあい盆踊りや産業フェスティバルですね、こちらの方は既存のイベントとして当然、来年度も見据えた計画を検討しておりますので、今一度検討する時間をいただきたいと思えます。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） コロナをちょっと横に置いておいてね、要はコロナなしでどういう計画をするかというのを私は知りたい訳ですよ、要は。そやからコロナがあるからどうのこうのと言ってしまうと、計画そのものができませんから、要は6,000人減になった分をその分を新たなイベントで計画しようとされているのか、そういう方向性をですね、ちょっと聞きたいとは思ってるんですけれども。

そこまでは煮詰まってないという理解なんですか。

まちづくり推進課（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田課長。

まちづくり推進課（池田佳永） 議員のおっしゃることも当然わかっておりますが、やはり住民のこ

とを考えると、コロナが無しというのは役場の方からはちょっと申しにくいところもございます。当然、先ほど申したとおり、盆踊りや産業フェスティバルですね、こちらの方に関しても現在、追加で新たな内容をですね、そちらを検討はしております。ただ、まだコロナ自身が落ちついていないというのもありますし、明らかに予算化というところの問題もございますので、今の段階では増員ですね、二つの計画でなるべく当初の計画に追いつくような見込みを取れるイベントを行いたいと思っておりますけれども、状況といたしましては、やはり今の世情ですね、そちらの方も無視はできないという話はさせてもらっております。

以上です。

1 番 (松田 勝) はい、議長。

議長 (森田 瞳) はい。松田議員。

1 番 (松田 勝) 状況については実際、わかってるんですよ。ただ、先ほどから「コロナがあるから」と言い訳に聞こえるから、あえて言っているだけであってですね。当然、コロナの影響も含めてね、安燈会が活動を停止したということも含めて、今後そういうことも含めた上でのね、やっぱり検討をしていっていただくと。

何もね、人数だけに拘る必要は私はないと思うんですよ。やり方も含めて、できるだけ他町の人も来れるようなね、やっぱりやり方をすれば良いのかなというふうには思うんですけど、コロナ禍の影響でうんぬんという話がありますから、当然それも考慮しながらということになるかと思います。

あとですね、先程から言っていますように、安燈会という組織が活動を休団された、中止されたということなんですけれども、例えばこの安燈会を継続させるためにね、何が必要だったかというのを考える必要があるんですけれども、そういうことを含めてね、今後もし同じような、その町民団体として安燈会に代わるような組織ができたならね、町としてどういう支援ができるのかな、というふうに思うのですけれども。要は、町民団体ができたのに、町が全然協力しなかったら潰れてしまったというようなことにもなりかねませんから、町としてどれだけの協力ができるのかというのをちょっと知りたいんですけれども、いかがでしょうか。

まちづくり推進課 (池田佳永) はい、議長。

議長 (森田 瞳) はい。池田課長。

まちづくり推進課（池田佳永） 当然その団体の種類にもよりますし、活動方法にも当然よってくると思います。先ほど申しましたように、安燈会ですね、こちらの方は桜、そして広島大仏、そして芋煮会と多種多様な活動をしていただきましたので、当然町も協力し合って各イベントを盛り上げるような形で参加させていただきました。

また、類似するような形での団体になるのであれば同じような協力はできるかとは思いますが、例えばあくまでもその民間団体としての活動を優先され過ぎますと、ちょっと町としてもなかなか協力しがたい内容になってくるかもわかりません。そういった意味では必ずしもこの民間団体ができたら町が必ず協力するというのは、ちょっとお答えしにくいと思います。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 仮にの話で、できたらというのは非常に難しいところはあるんでしょうけれども、安燈会そのものはね、活動を休止したというのは事実ですけども、そういうところになぜというね、なぜ休止せざるを得なかったのかというようなところは、住民にとってちょっとクエスチョンマーク。何でやってん、というのがやっぱりある訳ですね。ですから町の行政としてどれだけ、どのような形で協力するかというのが、一つはやっぱり鍵になってくるんじゃないかな、というふうに私は思ってる訳ですね。

いやいや、町行政は丸つきり知らないよと、ノータッチですよと言うのも、それはそれで市民団体、町民団体としての組織ではあるのかもわかりませんが、安堵町の、人口の少ない所で、せっかくできたそういう団体を守っていこうというね、やっぱり方向というのは必要になってくると思うんですよね。そやからその辺、できたら町長の考え方、ちょっとお聞かせ願えればということで、お願いいたします。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

町長（西本安博） 松田議員のお話でございます。安燈会に関わっては、いわゆる官主導の、町の行事に安燈会が手伝うんやというスタイル、これを取りますと盛り上がらないと。やっぱり住民主体の組織を作って盛り上げていこうと、そこへ町もいろいろサポートすると、こういうスタンスでまいりました。それでだんだん、だんだん盛り上がってきました。ところがこの会を引っ張っていかれたスーパースター的な方、ちょっと病気も発生し、そして年齢も年齢だからこ

れからどうするのかということをもまず会でいろいろ議論されまして、とりあえずやはりこの行事的な安燈会は一応もう停止しようと。従来どおりの桜友会、桜を育てる会これは、この活動はしていこう、ということで二つに分けられたという経緯がございます。

ですからやはりどこの市町村の団体でもそうですけれど、やはり住民主導でいろんな団体を作っていかれて、そこで官がサポートするというのが、発展していく基本的なスタンスかなと思っております。そういう意味では非常に残念だなと、誰か後を継いでやってくれたらいいのにな、という思いはありますけれど、現実はそのようになっております。

あと町が主導して何をするのか、ということにもなるんですけど、やはりこれから皆様方の大きな関心事でもございますし、我々も真剣に取り組んでいくべきこととしては、遊水地の上面利用、これをどんな形で行って、どんな形で住民あるいは近隣の市町村あるいは他府県からの人々が来てもらって、ここで集っていただくか。このことがやはり次の大きな、今、松田議員がおっしゃっているテーマに沿ったものになるんじゃないかと考えております。

実は先月の30日、国交省の河川局長には会ってきました。この局長、驚いたことに奈良県出身で、この辺のことも良く知っておられます。次の審議官に会ってきましたら、これも奈良県の、すぐその出身ということで、非常にこの辺のことは良く御存知だったということで、この上面利用について、やはりどんなアイデアがあるのか、あるいは財源的にどんな支援がしていただけるのか、仕組みはどうかということ、ひとつ我々も頑張ってますけれども、御指導も賜りたいということで、あえてこの話もしてきたところでございます。わかりました、やっていきましょう。ということなんで、次のやはり大きな、どこかの地区の盆踊り、これは我々でもやっておりますけど、そんな何十人単位の話でございますので、やはりこの規模を上回ることを今後考えていこうとすれば、その上面利用、どんな形でしていくのかということも、大きなポイントになるんじゃないかと思っておりますので、これは一生懸命、議員の皆様方と一緒に知恵を出し合いながら、次のステップにいければと思っているところでございます。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 只今、町長がおっしゃったように安燈会がね、休止せざるを得なかった理由の一つに、例えば次の役員のなり手が無かったというのは、これは事実でありますから、当然そこに起因するとは思ってるんですけども、要は私が思っていたのは、無くなってしまったものをもう一回復活させるというのは、ちょっとしんどいということもあって、新しくまたね、そ

ういったものができた時に、やっぱり経済的な支援というのは必要になってきますから、その辺りはやっぱり考慮していただくということではお願いしたいと思いますので。

町長（西本安博） はい。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

町長（西本安博） 先ほど私が言いましたように、やはり民間の方々の、住民の方々の自発的な団体、それに財政的あるいは人的支援をする、これは当たり前のことでございますので、それはもうやぶさかでないと思っております。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） イベントの関連については以上で終わらせていただきます。

続いてですね、移住・定住の促進ということで先ほど回答をいただきました、U・J・Iターンによる移住・定住の促進ということで、ちょっとこれも聞き慣れない言葉で、皆さん御存知なのかどうか、というのがあるのですけれども、ちょっと説明だけさせていただくと、Uターンというのは皆さん良くお聞きであって、わかると思うんですが、例えば安堵町出身で、どこかへ行かれたけども、また安堵町に戻って来られる、というのがUターン。で、Jターンというのは、例えば東京圏であったり、そこでしばらく暮らしておられて、安堵町付近、奈良県内やったら奈良県内でも良いんですが、そういう所に戻って来られるのがJターン。で、Iターンというのは、東京の方が、東京で生まれ育ったんですけれども、例えば安堵町に引っ越して来られるというのがIターン。ということなので、その辺ちょっとややこしくなるとダメなので、ちょっと説明だけをしておきますけれども、そういったU・J・Iターンによる移住・定住の促進ということで、ちょっと意見を述べさせていただきます。

特にね、この促進を図るという意味では、大事になってくるのは三つの点があると思うのですが、まず一つ目は、移住支援金。で起業支援金、要は仕事を始めるという起業支援金。二つ目はですね、就職活動の支援。それと三つ目として、子育て環境の整備。この三つがですね、非常に重要になってくるんじゃないかな、というふうに思います。

先ほどの説明の中でですね、一つ目、二つ目の分については若干触れられておりましたけれども、三つ目の子育て環境の整備ということに関してですね、再度説明をいただけたら、とい

うふうに思いますが、いかがでしょうか。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。藤岡課長。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） 自席より失礼いたします。子育ての整備ということの、ところでなんですけども、当課といたしましても今後、子育ての関連で考えているものが二つあります。まず1点が、こども家庭センターと、仮称であります、言われるものでございます。児童福祉法と母子保健法が改正されまして、子ども家庭総合支援拠点、児童福祉の観点の拠点と、子育て世代包括支援センター、母子保健の観点に関するセンターについて、これまで果たしてきたそのような機能・役割を維持しながら、全ての妊産婦であつたり、子育て世帯、子供への一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、こども家庭センター、仮称でございますが、その設置に努めることとされております。

こども家庭センターを拠点に、育児の相談の場であつたり、就学前の親子の交流の場を提供したりと、子育てサークルの育成等、地域子育て力の強化を図っていくというのを一つ考えております。

もう1点が、出産・子育て応援交付金と言われるものでございます。今、政府の方でも進められておりますが、妊娠届出時より妊婦や低年齢期の子育て家庭に寄り添うという、伴走型相談支援の事業と、妊娠届・出産届を行った妊産婦に対しまして、妊娠届出時に5万円、出産時に5万円の、出産・子育て応援交付金事業が国において今、検討されておるところでございます。町としてもその事業を速やかに事業実施できるように準備を進めているところでございます。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 子育てというのは非常に多岐に渡りますから、難しい問題ではあります。この今、説明のあった、こども家庭センターであるとか、出産・養育の関連については、これは安堵町独自の施策になるんですかね。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。藤岡課長。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） 町独自のものではなく、国から推奨されているものになります。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 国からということは、お金が国から下りるという理解で良いんですね？

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） はい。そのような解釈で良いと思います。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 私が知りたかったのは、安堵町独自で何かをね、やっぱりやんなあかんのかなという気はしとったんですけども、こども園のね、いろんな施策も含めて、より充実させるために安堵町で何をするかということにはなるかと思うのですけれども、何かその辺、具体的な施策等は考えておられませんでしょうか。

議長（森田 瞳） 部長も答弁していただいたら結構ですけれども、その辺のことで何か御答弁あれば。

住民生活部長（吉田一弘） はい。

議長（森田 瞳） はい。吉田部長。

住民生活部長（吉田一弘） 松田議員の質問に自席からお答えいたします。安堵町独自の子育て施策について、ということだと思いますけれども、今現在、安堵町が特筆して、周りの町よりも抜きん出てこういう施策をやっていますよ、というものは特にございません。

ただ、一つ、ここ数年ですね、安堵町こども園の方が、できるだけ待機児童を出さないというような方針で進めております。そこは周りを見ますと、他町であれば相当数の待機児童が出ている保育所、こども園もございますので、その辺は一つ自慢というか、できる所かなというふうに思っております。

ただ、これもなかなか、安堵こども園におきまして今、保育教諭の確保というものが非常に厳しい状況でもございますので、ちょっと今後また、このまま待機児童を出さないでずっといけるかと言われると、そこも非常に困難な部分もございます。ただ、ここ数年は、そういうような方針で施策をやってきております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） なかなかね、難しい問題ですから、安堵町独自というのは非常に難しい課題ではあるかと思っておりますけれども、とりあえずはですね、やっぱり他町と比べて安堵町が優れているという所をどこかで見せないとあかん、ということもあってですね、いわゆる、子供を育てる際に何が有利になるのかな、というようなことを考えつつですね、今後ともやっぱりいろんな案を練っていただくということで、よろしく願いいたします。

あとですね、安堵町における移住・定住に関する、先ほど経済的支援、3万5,000円以上の所の家賃をね、15か月でしたかね。これは以前からやられているんですけども、これ何か一時、縮小したか何かがあったとは思いますが、縮小してずっと今これが継続されているということですかね。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士課長。

総合政策課長（富士青美） 自席から失礼いたします。安堵町新婚・転入世帯等家賃補助金交付制度でございます。これが、当初は30か月の補助をしておりました。それが令和2年度から15か月に短縮しているところです。

以上です。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） この、短縮した経過というのは、私が聞き及んでいるのでは、要は効果があまり期待できない、というふうに私自身は理解しているんですけども、要は同じような施策をね、各町村で取っておったら、例えば極端な話を言えば、そういう目的ですね、例えば1年やったら1年、2年やったら2年そこで暮らしてまた次へ移る、というようなことが発生するという可能性があるからということで、いろんな話をしてきたとは思いますが、要はね、定住する人はどういう人なんや、ということを考えたら、例えば新築でね、安堵町へ来られる方、例えばリフォームで定住をする人、あるいはまた空き家を利用して、リフォームしたり購入したりとか、そういうスタンスの方に補助を出したらですね、今、言っているような心配はないのではないかと、思うのですけれども。ただ、新築となればね、1万や2万という話にはなりませんから当然、奈良県が考えていた、さっき、東京圏から帰ってきたら100万であったりとか、いろんな条件がありますけれども、安堵町としてもその、家賃が生じる所ではなくて、定住が見込めるね、世帯に対して補助金を出すというような方向に転換したらどうかな、というふうに思うのですけれどもね。

町長（西本安博） はい。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

町長（西本安博） おっしゃるとおりでございます。最初はそれが目新しい施策だったということで、安堵町の方へ移り住んでいただくというケースも多かったんですが、最初、5か年計画でいきますと、5年たったら出て行かれると。制度だけ利用されて、良い所だけを取られて終わったら出て行かれるというケースがかなりあったので、規模を縮小させていただいた。

ただ、新築されたり、あるいは、よそから中古住宅を買って来られて定住された、ということについては、税での減免措置の制度も作りました。しかし、税の制度というものは、あまり

目立たない部分があります。あえて申し上げますと、これは東京でも先月そういう講習会があったんですが、元々、国の定住・移住の考え方は、都市圏に、東京の首都圏に人が固まり過ぎているから、それを地方に移ってもらうと、そのためにどんな施策をするんだ、というのが基本的なことをごさしまして、郡山の人が安堵へ移られたからどうや、というのは本来はちょっと趣旨が違っていたようでございます。ですからやはり今、おっしゃいましたように、そういう、基本的に首都圏の、固まって東京に集中した、この首都圏の人が奈良県へ、奈良県の安堵へ移り住む、家を取得するという、そういう人たちに対してどのようなことができるのか、というように若干、発想を今後、転換せざるを得んな、というのは内部でも今、検討しているところでございます。

ちなみに、ちょっと長くなりますが、大阪府の出身で、東京でお仕事をされていて、東京周辺でお家を探されていたようなんです。ところが、いろいろ調べてみると、安堵町の古民家が売りに出されている、ということで、それじゃあ出身地に近い大和の安堵へ移住しようやないかということで、引っ越しをされるケースが最近、出ております。そのお家はどこやと言いますと、今村勤三さんの奥さんの出身地、窪田のイシダ家。イシダ家が売りに出ておりましたが、東京の方が、やはり東京で家を買うのをやめて奈良で買うわ、ということでそれを取得され、これから改築に入られるということでございますので、こういうケースをできるだけ増やす、これが本筋かと思っておりますので、いろいろ頑張っていきたい、このように思っております。

以上でございます。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

松田議員に申し上げます。残り時間が7分ちょっとです。頑張ってください。

どうぞ。

1 番（松田 勝） 今、考えておられるようにね、やっぱり見直しを図っていくということで私は良いと思います。その辺、よろしく願います。

あとですね、先ほど若干言った、空き家という話をさせてもらいましたけれども、その空き家を利用してね、例えば定住促進ですね、その辺うまくいかないかな、とは思うんですけども、その今までの空き家うんぬんというのではなかなかですね、うまくいかないということもありまして、特にその空き家を利用した人に対してね、料金を上げて補助をするとかね、新築になんぼ、空き家利用になんぼとかね、決めれば良いんですけども、そういったいろんな考え方でですね、今後また先ほどの検討の中に入れていただいて、ちょっと検討お願いしたいと

思います。

あとはですね、時間との戦いになりますけども、結婚支援事業というのがありまして、非常にですね、県の情報提供だけでは、なかなか結婚に結びつかないという現状があるかと思います。以前にですね、よくテレビでもありました、集団見合いですとかね、今それを計画してほんまにできるのかどうか、というところはありますけれども、いわゆるそういったイベントをね、集団見合いを例えば今、言いましたけども、そうじゃなくて何か安堵町だけではなくて、県単位で何かイベントはできないかな、ということも考えてるんですけども、そういったところは何か良い案があれば、という話になりますが、どうでしょうかね。

議長（森田 瞳） 3番ですね、今ね。

1番（松田 勝） はい。そうそう③。

議長（森田 瞳） はい。藤岡課長どうぞ。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） 自席より失礼いたします。結婚とお見合い等のイベントということなんですけども、先ほど松田議員がおっしゃったように、平成30年にテレビで放送された、河合町でありましたお見合いイベント等、各市町村でも婚活であったり、お見合いのイベント等も多数実施されたと記憶しております。近隣の市町村でも実施されておったんですけども、イベント参加者も少なく、人数確保の方も困難を極める状況であったということで、継続して実施されている様子は見受けられませんでした。

あと、近年なんですけども、「行動や生き方が自由」、「家族を養う理由がなくて気楽」、また「今は趣味を楽しみたい」等、結婚しないことを選択する若者も増えてきているのも理由の一つであると考えられます。

また、実際に結婚された方の出会うきっかけの手段として、イベント等への参加以外にも、いわゆるマッチングアプリを利用した、という割合も多くなってきていることもあると思います。また、官公庁が実施したイベント等につきましては、実績が上がっていないというのも聞き及んでいることから、市町村が主催する婚活等のイベント等については、一定の役割を終えているのかなと思われま。

このことから、今のところ当町においても結婚であったり、婚活のお見合いイベント等は開催する予定はありません。

以上であります。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） とりあえずは、本人の意思が非常に重要なポイントになってきますから、周りだけでね、とやかく言ってもなかなか物事は進まない、というところがありますから、あまりこれに拘ってもね、ちょっとしんどいかな、という気が私もします。

ただですね、以前、安堵広報の裏表紙の下でしたかね、婚活相談やったかな、何かありましたよね、西安堵の方がずっと掲載されていた。あれが6月号からですね、広告が無いんですが、何か理由があるんですかね。

議長（森田 瞳） はい。副町長。

副町長（富井文枝） 広報掲載の御契約が1年間ございまして、それが切れましたので、継続がございませんでしたので、今のところは掲載しておりません。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 1年契約で、宣伝料を何ぼかもらっていたということですね。わかりました。

ただね、やっぱりこういうのをちょっとでも利用すれば、ということをおもったものですから、その利用をされているかどうかという中身までは御存知ないですか、そこまでは、はい、それはやむを得ないです。

ということでね、やはりいろんなことを提供するということは、やっぱり常に今後もやっていっていただきたいと思います。

先ほどの家の話も含めてですけれども、やはり何か情報があればですね、その情報に乗かって何かやっ払いこう、というようなことにもなりますから、そういったことも含めてですね、今後とも取組をよろしくお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（森田 瞳） 町長、先ほど手を挙げておられました。もう、よろしいですか。

町長（西本安博） はい。

議長（森田 瞳）　　そうですか。

これで1番　松田議員の一般質問を終わります。

議長（森田瞳）　　以上で、本日の日程は、終了いたしました。

次の本会議は12月12日、午前10時開会の予定です。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散　会

午後　2時42分
